介護サービス事業者自己点検表 (兼事前提出資料) 令和3年度版 <u>訪問介護</u> 及び

介護予防訪問介護相当サービス(第一号訪問事業)

| 事業所番号 | |
|-----------|----------|
| 事業所の名称 | |
| 事業所の所在地 | |
| 電話番号 | |
| FAX 番号 | |
| e-mail | |
| 法人の名称 | |
| 法人の代表者名 | |
| 管理者名 | |
| 主な記入者 職・氏 | |
| 名 | |
| 記入年月日 | 令和 年 月 日 |
| (実地指導日) | 令和 年 月 日 |

|) / / II/ - | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|-------------|------------|----|-------------|---|---|---|-----|-----------|-------|---|---|---|-----|---|
| 営業日 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 営業時間 | | | | | | | + | ービス | 提供時 | 調 | | | | | |
| | | | | | | | ' | | JYEIV (P. | ווייט | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 前年度平均 | 承川田 | 老数 | : | | | | | | | | | | | |
| | יין ארדינים | רו וה.וא | HW | ∕• \ | | | | | | | | | | | , |
| | | | | | | | | | | | | | | | 人 |
| 前年度 | 月 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | a | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 2 | 平均 | |
| | | 4 |) | 6 | / | O | פ | 10 | 1.1 | 12 | ı | _ |) | ーナジ | |
| 利用状况 | 実人員 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 天八只 | | | | | | | | | | | | | | |
| (月別) | 延人員 | | | | | | | | | | | | | | |
| ענמכת | 些 人貝 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 日日元(一米ケ | | | | | | | | | | | | | | |
| | 開所日数 | | | | | | | | | | | | | | |

※前年度の平均利用者数=延人員÷開所日数(小数点第2位以下を切上げ)

【参考】実人員は実際に該当月にサービスを利用した利用者の数、延人員は利用回数も人数として換算(例えば、1ヶ月の間に1人の利用者が2回利用すれば2人と算出)する数

介護サービス事業者自己点検表の作成について

1 趣 旨

この自己点検表は、介護サービス事業者の皆様が事業を運営するにあたって最低限遵守しなければならない事項等について、関係法令、通知などの内容をもとにまとめたものです。定期的に本表を活用し、事業運営状況の適否を、自主的に点検していただきますようお願いします。

2 実施方法

- ① 定期的に実施するとともに、事業所への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに 市へ提出してください。なお、この場合、必ず控えを保管してください。
- ② 記入時点での状況について、各項目の点検事項に記載されている内容について、満たされていれば「はい」に、そうでなければ「いいえ」の部分に〇印をしてください。なお、該当するものがなければ「該当なし」の部分に〇印(もしくは「なし」と記入)をしてください。
- ③ 点検事項について、全てが満たされていない場合(一部は満たしているが、一部は満たしていないような場合)は、「いいえ」に〇印をしてください。
- ④ 各項目の文中、単に「以下同じ」「以下○○という。」との記載がある場合には、当該項目内において同じ、または○○であるということを示しています。
- ⑤ 複数の職員で検討のうえ点検してください。
- ⑥ 点検項目ごとに根拠法令等を記載していますので、参考にしてください。
- ⑦ この自己点検表は、指定訪問介護の運営基準等を基調に作成されていますが、指定訪問介護事業者が介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス(介護予防訪問介護相当サービス)の指定を併せて受け、かつ指定訪問介護の事業と介護予防訪問介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、介護予防訪問介護相当サービスについても指定訪問介護の運営基準等に準じて(原則、指定訪問介護を介護予防訪問介護相当サービスに読み替えて)一緒に自己点検してください。なお、介護予防訪問介護相当サービスに関する記載の部分は網掛にて表示してあります。

また、指定共生型訪問介護事業所については、「訪問介護」を「共生型訪問介護」に読み替えて点検してください。なお、共生型訪問介護独自の基準等は、指定共生型訪問介護事業所のみ点検してください。

3 根拠法令等

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

| 松本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例 |
|--|
| (令和2年松本市条例第78号) |
| 松本市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスの事業所指定に係る人 |
| 員、設備及び運営に関する基準を定める要綱(平成 28 年松本市告示第 85 号) |
| 松本市介護予防·日常生活支援総合事業実施要綱 |
| (平成28年松本市告示第82号) |
| 介護保険法(平成9年法律第123号) |
| 介護保険法施行令(平成10年政令第412号) |
| 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号) |
| 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 |
| (平成11年3月31日厚生省令第37号) |
| 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について |
| (平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知) |
| 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第1 |
| 9号) |
| 厚生労働大臣が定める1単位の単価(平成27年3月23日厚生労働省告示第93号) |
| 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年3月23日厚生労働省告示第94号) |
| |

| 平 24 厚労告 118 | 厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者(平成24年3月13日厚生労働省告示第118号) |
|-------------------|---|
| 平 24 厚労告 120 | 厚生労働大臣が定める地域(平成24年3月13日厚生労働省告示第120号) |
| 平27厚労告95 | 厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第95号) |
| 平27厚労告96 | 厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第96号) |
| 平12老企36 | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知) |
| 平18厚労令35 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成18年3月14日厚生労働省令第35号) |
| 平 18 厚労告 127 | 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成18年3月14日厚生労働省告示第127号) |
| 平 18- 0317001号 | 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発・老振発・老老発第 0317001 号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知) |
| 平27厚労告92 | 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成27年3月23日厚生労働省告示第92号) |
| 高齢者 虐待防止法 | 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号) |

4 提出先・問合せ

松本市 健康福祉部 福祉政策課

〒390-8620 松本市丸の内3番7号 松本市役所 東庁舎2F

TEL:0263(34)3287 FAX:0263(34)3204 e-mail:fukushikansa@city.matsumoto.lg.jp

介護サービス事業者自己点検表 目 次

| | 1) | |
|-----------|----------------------------|-------------|
| 項目 | 内容 | 市確認欄 |
| 第1 | 一般原則 | |
| 1 | 一般原則 | |
| 第2 | 基本方針 | |
| 2 | 基本方針 | |
| 第3 | 人員に関する基準 | |
| 3 | 用語の定義 | |
| 4 | 従業者の員数等 | |
| 5 | 介護予防訪問介護相当サービス事業の人員基準 | |
| 6 | 管理者 | |
| <u>7</u> | 共生型訪問介護の人員基準 | |
| 第4 | 設備に関する基準 | |
| 8 | 設備及び備品等 | |
| 9 | 介護予防訪問介護相当サービス事業の設備基準 | |
| <u>10</u> | 共生型訪問介護の設備基準 | |
| 第5 | 運営に関する基準 | • |
| 11 | 内容及び手続きの説明及び同意 | |
| 12 | 提供担否の禁止 | |
| 13 | サービス提供困難時の対応 | |
| 14 | 受給資格等の確認 | |
| 15 | 要介護認定の申請に係る援助 | |
| 16 | 心身の状況等の把握 | |
| 17 | 居宅介護支援事業者等との連携 | |
| 18 | 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 | |
| 19 | 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 | |
| 20 | 居宅サービス計画等の変更の援助 | |
| 21 | 身分を証する書類の携行 | |
| 22 | サービスの提供の記録 | |
| 23 | 利用料等の受領 | |
| 24 | 保険給付の請求のための証明書の交付 | |
| 25 | 訪問介護の基本取扱方針 | |
| 26 | 介護予防訪問介護相当サービスの基本取扱方針 | |
| 27 | 訪問介護の具体的取扱方針 | |
| 28 | 介護予防訪問介護相当サービスの具体的取扱方針 | |
| 29 | 介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっての留意点 | |
| 30 | 訪問介護計画の作成 | |
| 31 | 喀痰吸引等について | |
| 32 | 同居家族に対するサービス提供の禁止 | |
| 33 | 利用者に関する市町村への通知 | |
| 34 | 緊急時等の対応 | |
| 35 | 管理者及びサービス提供責任者の責務 | |
| 36 | 運営規程 | |
| 37 | 介護等の総合的な提供 | |
| 38 | 勤務体制の確保等 | |

| 項目 | 内容 | 市確認欄 |
|----------------------|---|------|
| 39 | 業務継続計画の策定等 | |
| 40 | 衛生管理等 | |
| 41 | 掲示 | |
| 42 | 秘密保持等 | |
| 43 | 広告 | |
| 44 | 不当な働きかけの禁止 | |
| 45 | 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | |
| 46 | 苦情処理 | |
| 47 | 地域との連携 | |
| 48 | 事故発生時の対応 | |
| 49 | 虐待の防止 | |
| 50 | 会計の区分 | |
| 51 | 記録の整備 | |
| <u>52</u> | 共生型が問介護の運営基準 | |
| <u>53</u> | 電磁的記錄等 | |
| 第6 | 変更の届出等 | |
| 54 | 変更の届出等 | |
| 第7 | 介護給付費の算定及び取扱い | |
| 55 | 身体介護 | |
| 56 | 生活援助 | |
| 57 | 生活援助中心型の単位を算定する場合 | |
| 58 | 身体介護と生活援助の混在 | |
| 59 | 介護予防訪問介護相当サービス費の支給区分 | |
| 60 | 訪問介護の所要時間 | |
| 61 | 通院等乗降介助 | |
| 62 | 同一建物等に居住する利用者に対する取扱い | |
| 63 | 2人の訪問介護員等による訪問介護の取扱い等 | |
| 64 | 早朝・夜間、深夜の訪問介護の取扱い | |
| 65 | 特定事業所加算 | |
| <u>66</u> | <u>共生型訪問介護を行う場合</u> | |
| 67 | 特別地域が問介護加算(介護予防が問介護相当サービスも同様) | |
| 68 | 中山間地域等提供加算(介護予防訪問介護相当サービスも同様) | |
| 69 | 緊急時が問介護が算 | |
| 70 | 初回加算(介護予防訪問介護相当サービスも同様) | |
| 71 | 生活機能向上連携加算(※介護予防訪問介護相当サービスはH | |
| 72 | 30.10.~) | |
| 72 | 認知症専門ケア加算 | |
| 73 | 介護職員処遇改善加算(介護予防訪問介護相当サービスも同様) | |
| 74 | 介護職員等特定処遇改善加算(介護予防訪問介護相当サービスも同様) 記載の詳のサービス・毎年間内の第字間板 | |
| 75 | 訪問介護のサービス種類相互の算定関係 ◇業系は対理会業担当サービスのサービス活業担互の管定関係 | |
| | <u>介護予防訪問介護相当サービス</u> のサービス種類相互の算定関係 | |
| 第 8 77 | その他 へ業サービス情報の起生及び小事 | |
| 78 | │ 介護サービス情報の報告及び公表 │ 法令遵守等の業務管理体制の整備 | |
| 10 | 広ではずずり未が目生体がりが発情 | |

| 項目 | 自己点検のポイント | 点 検 | 根拠法令 | 確認書類 |
|--------------------|---|---|------------------------------------|---|
| 第1 一船 | 股原則 | | | |
| 1 一般原則 (高齢者虐 | ① 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。 | はい・いいえ | 条例 第3条第1項 平11厚令37 第3条第1項 | |
| 待の防止) | ② 地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携こ努めていますか。 | はい・いいえ | 条例 第3条第2項 平11厚令37 第3条第2項 | |
| | ③ 事業所の従業員は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。 | はい・いいえ | 高齢者虐待 防止法第5条 | |
| | 【養養者(養介護施設従事者等)による高齢者/督特に該当する行為】 ア 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 イ 高齢者を衰弱させるような著いい減食又は長時間の放置、養養者以外の同居人によるア、ウ又は工に掲げる行為と同様の行為の放置等養養を著しく怠ること。(高齢者を衰弱させるような著いい減食又は長時間の放置その他の利用者を養養すべき職務上の義務を著しく怠ること。)ウ 高齢者に対する著いい暴言又は著しく拒絶がな対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 エ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。 | | 高齢者虐待 防止法第2条 | |
| | オ 養護者又は高齢者の親族が、要介護施設従事者等が)当該高齢者の財産を不当に処分すること その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。 | | | |
| | ④ 高齢者皆特を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、市町村に通報していますか。 | はい・いいえ 事例なし | 高齢者虐待防止 法第7条·21条 | |
| | ⑤ 高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等、虐待の防止のための措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 高齢者虐待 防止法第 20 条 | |
| 第2 基7 | | | | |
| 2 基本方針 | 事業運営の方針は、基本方針に沿ったものとなっていますか。 〔訪問介護の基本方針〕 訪問介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものでなければならない。 | はい・いいえ | 条例第4条 平11厚令37 第4条 | ・概況説明 ・定款、寄付行為 等 ・運営規程 ・パンフレット等 |
| | [介護予防が計画介護相当サービスの基本方針] 介護予防が制のでは、できるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持可能を図り、又は要介護となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。 | | 基準要網第 4 平 18 厚労令 35 第 4 条(旧) | |
| 第3 人員 | 員に関する 基準 | | | |
| 3 用語の定義 | 【「常難」(用語の定義)】 当実神業所における動解弁間が、当実神業所において定められている常動の従業者が勤務すべき時間数(週32時間を下回る場合は過3 る。)に違っていることをいうものです。 ただし、育児代業、介護水業等育児又は家族」(護を行う労働者の福祉に関する法裁(平成3年 五華官 76号)第23条第1項に規定する所定党が講かられている者こついては、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべきとして取り扱うことを可能とします。 また、同一の事業者によって当実神業所に指数される事業所の職務であって、当実事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えまた、同一の事業者によって当まが事務が合語ができまた。同一の事業者によって当まが事務が一般に対している場合は、例外的に対して行われることが差し支えまた。同一の事業者によって当まが事務が一つに対し、不可能を動物を関いる。 例えば、一の事業者によって行われる指定は第5位と呼吸が発生を可能を対していている場合、指定は18位に変神業所の管理支援制業所の管理者を兼労している者は、その動物が間の合語が所定の時間に達していれば、常勤の要件を満たすことになります。 | 働時間の短縮措置 時間数を30時間 ないと考えられる こととします。 | 平11老企25 第二の2の(3) | |
| | ※ 俳優の別博等所能の業務を兼務しても常勤として扱われるのは、管理者(施設長)のような直接処路等を行わない業務で、「同一敷地内施設等の職務に従事することができる」といった但し書きがあるものに限ります。 同時払行的に行うことができない直接処路等を行う業務(看集) 介護、機関制練、相談業務など)は、原則として兼務した場合は、それをき時間に違いなくなるため、双方の事業所とも、正職員などの雇用が想に関わらず「非常勤」となります。 | | | |
| | 【「専う従事する」「専う提供こ当たる」(用語の定義)】 原則として、サービス提供指導帯を通いて当家サービス以外の職务に従事しないことをいうものです。 この場合のサービス提供指導形とは、当該従業者の当該募業所における勤務射調をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問い | 平 11 老企 25 第二の 2 の(4) | | |

| 項目 | 自 己 点 検 の ポ イ ント | 点 検 | 根拠法令 | 確認書類 |
|--|---|------------------|---|--|
| | 【「常難投算方法」(用語の定義)】 当該導策所の従業者の動務連結機数を当該導策所において常識の従業者が関係すべき時間数以週32時間を下回る場合は週32時間を基本ることにより、当該導業所の従業者の員数を常動の従業者の員数に投算する方法をいうものです。この場合の動務連結関数は、当該導業所の指定に係る事業のサービスに従事する動務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が訪問が定定を重複して受ける場合であって、ある従業員が同期が消費員と看護時等を兼務する場合、訪問が消費員の動務連結戦数には、訪問が護員としてを算入することとなるものです。 | 進と訪問看護の指 | 平11老企25 第二の2の(1) | |
| 4 従業者の員 数等 (1) 訪問介護員 等 | ① 事業所ごとに置くべき訪問介護員等の員数は、常難換算方法で2.5人以上配置していますか。 (前月の実績を枠内に記入してください。) 訪問介護員等の勤務延時間数 中間 ・ 常勤者の勤務すべき時間数 ・ | はい・いいえ | 条例 第5条第1項 平11厚令37 第5条第1項 | ・職員勤務表 ・出勤簿 ・訪問介護記録 ・常勤、非常勤職 員の員数がわか る職員会簿 ・訪問介護員養成 研修修了証明書 |
| (共生型は 第3の7 のとおり) | ※ 勤務日及び勤務補助不定期な訊問介護事等についての勤務申請整め算定は次のとおりとします。 ア 前年度の過光よりの平は稼働時間(サービス提供有限及び稼働時間をいう。) イ 筆窓用介護員等によるサービス提供の実績がない事業所については、確実に稼働できる時間として勤務表に明された時間数(実 でないこと。) | 態と乖離したもの | 平11 老企 25 第三の一の 1(1) ② | ·職員履歴書 ·登録証(写) |
| | ② 訪問介護員等は、次のいずれかに定める者ですか。 ア 介護福比 イ 実務者研修修了者 ウ 介護職員初任者研修課程を修了した者 エ 旧介護職員基礎所修修了者 オ 旧訪問介護員1級(通称 ヘルパー1級)課程修了者 カ 旧訪問介護員2級(通称 ヘルパー2級)課程修了者 キ 看護派 准看護師 ク 生活類が従事者所修を修了した者(生活類が中心型サービスのみに従事可能) | はい・いいえ | 法第条第2項施行規則 第22条の23 介護與機則について行規則 第21条の取研をの取扱機則について行う護職員を持続を がでは、 では、 が、 では、 が、 が、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 | |
| | ※ 介護職員の研修報等の見直しに係る施立規則の一部改正の施守の際(平成25年4月1日)、既こ介護職員基礎所修報品、討場介護に関す 総課程以下)目報出という。)を修了している者については、すべて介護職員が任者所修の修了の要件を満さしているものとして取扱い また、施守の際、旧報金を受謝中の者であって、施予後に当該所修報金を修了したものについても、すべて介護職員が任者所修の修了の るものとして取扱います。 | います。 要件を満たしてい | (平 24 老振発 0328 第 9 号) 記の 6 介護 黄成研修 の取扱細則について(介護職員初任者研修・生活援助従事者子供を関係)(平24 老振発の328 第 9 号)記の 6 | |
| (2) サービス提 供責任者 (共生型は 第3の7 のとおり) | ① 常勤の訪問介護員等であって、専ら訪問介護の職務に従事するもののうち、利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としていますか。(直近の実績を枠内に記入してください。) 前三月の実利用者数の平均(月~月) ÷ 40 = 人 (例)(70人) (1.75人)(常勤のみの場合→2人) | はい・いいえ | 条例 第5条第2項 平11厚令37 第5条第2項 | ・職員勤務表 ・出勤簿 ・訪問かきに設 ・訪問かきに勤職 員の員数がわかる職員名簿 ・訪問介護員養成研修修了証書 ・職員履歴書 ・登録証(写) |
| | 人) ※ 利用者について 当該事業者が法第115条の45第1項第1号に規定する介護形成用が、護門当サービス(第1号が制建するのおに事業者の指定事業者の指定を併した。 が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、当該介護所は用が、護門当サービスの利用者を含みます。 | せて受力、かつ、これら | | |
| | ※ サービス提供責任者の具体が取扱、) ア 管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えありません。 イ 利用者の数こついては、前3月の平5値を用います。 この場合、前3月の平5値は、暦月ごとの実利用者の数を合算し、3で除した数とします。 なお、新たに事業を開始し、又は再開した事業所においては、適かな方法こより利用者の数を推定します。 ウ 通常等乗給付助に該当するもののみを利用した者の当該別における利用者の数こついては、0.1人として計算します。 | | 条例 第5条第3項 平11厚令37 第5条第3項 平11老企25第 三の一の1(2)① | |
| | ※ 利用者の数に応じて管難検算がおこよることができることとされましたが、その具体的現扱いは次のとおりです。なお、非常数のサービス提供責任者については、当該導業所において定められている勤務時間が、常勤の訪問が護員等が勤務すべき地達している者でなければなりません。 ア 利用者の数が40人を超える事業所については、常勤検算が法とすることができます。この場合において、配置すべきサービス提供責数を40で移して得られた数の「教育」位と切り上げた数以上とします。 イ アに基づき、常識検算が法とする事業所については、次に掲する員数以上の常勤のサービス提供責任者を配置してください。 a 利用者の数が40人を超え、200人以下の事業所常勤が増加が40人を超え、200人以下の事業所常勤が増加が40人を超え、200人以下の事業所常勤が増加が40人を超える事業所常期が増加が40人を超える事業所常期が増加が40人を超える事業所常期が増加が40人を超える事業所常期が増加が40人を超える事業所常期が増加が40人と超える事業所常期が増加が40人と超える事業所常期が増加が40人と超える事業所能が40人とい場合に必要となるサービス提供責任者の員数の3分の2(1の位に切り上げた数)以上 | | 平11老企25第 三の一の1(2)② | |
| | ② 次の要件をすべて満たす事業所において、①の規定にかかわらず、サービス提供責任者を利用 | はい・いいえ | 条例 | |

| 項目 | 自己点検のポイント | 点 検 | 根拠法令 | 確認書類 |
|----------------------|---|---------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------------|
| | 者の数が50人又はその端数を増すごとに1人以上としていますか。 | | 第5条第5項 平11厚令37 | |
| | ア 常勤のサービス提供責任者を3人以上配置していること。 | | 第5条第5項 | |
| | イ サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置していること。 ウ サービス提供責任者が行う業務が対率的に行われていること。 | | 平 11 老企 25 第 三の一の 1(2)③ | |
| | ※ イ「サービス提供責任者の業務に主として従事する者」とは、サービス提供責任者である者が当須業所の訪問介護員として行ったサー | -ビス提典制(事 | | |
| | 業所における待機制で発生が指を除く。)が1月あたり30時間以内であること。 | None 174 Fig. 1 | | |
| | ※ ヴげサービス提供責任者が行う業勢が対解的に行われている」場合とは、居宅基準においてサービス提供責任者が行う業務として規定 て、省力化・効率化か図られていることか必要であり、例えば、以下のような球触が行われていることをいうものです。 ・ 請別 流襲の業務観整(シフト管理)について、業務な授フトなどの活用により、流速な課整を可能としていること。 ・ 利用者情報(請問) 流騰・値やサービス提供直義等)について、タブレット端末やネットワークシステム等の IT 機器・技術の活用により、共有することを可能としていること。 ・ 利用者に対して機数のサービス提供責任者が共同して対応する体制(注担当や副担当を定めている等)を構築する等により、サービス生むる課題で対しチームとして対応することで、当家サービス提供責任者が不由時に別のサービス提供責任者が補完することを可じる場合において、常建投算方法を採用する事業所で必要となるサービス提供責任者については、①の規定に関わらず、別に示され数を配置するものとします。 | り、職員間で円滑に情報 提供責任者等分の中で としていること。 | | |
| | ③ サービス提供責任者については、次のいずれかに該当する専従で常勤の職員から選任していま | はい・いいえ | 条例 | |
| | すか。 | | 第 5 条第 4 項 平 11 厚令 37 | |
| | ア 介護部 <u>仕</u> | | 第5条第4項 平11老企25第 | |
| | イ 看鸌市等(看鸌瓶,准看鸌布) ウ 実務者研修修了者 | | 三の一の 1(2)④ | |
| | スタが高いできょう。 エ 旧介護能量基礎研修課程を修了した者 | | 平 24 厚労告 118 | |
| | オ 訪問介護に関する旧1級課程を修了した者 | | | |
| | -カ 3年以上介護等の業務に従事した者であって、介護職員初任者研修課程を修了した者(旧介護職員基施所修課程又は旧1級課程を修了した者を除く。)(暫定)- | | 平11老企25第 三の一の1(2)⑤ | |
| | ※ カの「3年以上介護等の業務に従事した者であって、介護職業が圧者所修罪を修了した者(旧介護職業基協所修業程)は日本経済を く。)」についての経過普箇よ平成30年度をもって終了しましたので、平成31年4月1日と降は遺費することはできません。 | <u> </u> | | |
| | た。JIL JULY MANGE はよれない 生食をもって除ってないた。 1 年4月1日 の頃は 8 日 できた これ ことがられる 1 年4月1日 の頃名を有する者 こういては、 1 終課室の全計目を発酵することが可能とされていたことから、 3 年以上の実務整理は要性 | としません。 | | |
| | ※ 同一敷地内にある定期処回・随時が応型が開かできます。この場 については、同時近行的に行われることが差し支えないと考えられるものであることから、当ま者については、それぞれの事業所におけ | | 平 11 老企 25 第三の一の 1(2)④ロ | |
| | します。 | はい・いいえ | | |
| 5 <u>介護予防訪</u> | 項目4と同様の基準を満たしていますか。 | 10 V1 V1 X | 平 18 厚労令 35 | |
| 問介護相当 | ※介護予院が別の講覧サービス事業者が認め、演事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予院が別の議覧当サービスの事業と指意がの事業所において一体的に運営されている場合については、利用者の数には、指意が別の第の利用者を含みます。 | 護の事業とが同一 | 第5条(旧) | |
| サービス事 | ○/字★47川にのJV・C 7円では出当されている場合にプレンには、个打台Vが以これ、打出的JPJ 信要/个計台で台かみより。 | | | |
| 業の人員基準 | | | | |
| 6 管理 | 事業所ごとに専従で常勤の管理者を置いていますか。 | はい・いいえ | 条例第6条 | ・職員勤務表・出勤簿 |
| <u>(共生型は</u> 第2の7 | ※ 次の場合であって、 | | 平11厚令37 第6条 | ·訪問介護記録 |
| <u>第3の7</u> のとおり) | なお、管理者は、訪問介護員等である必要はありません。 ア 当該海第所の訪問介護員等としての職務で従事する場合 | | 平 11 老企 25 第三の一の 1(3) | |
| | イ 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当須第新の管理業務に支障がないと認められる範囲内にある他の事業所、1 は従業者としての職務に従事する場合 | 施等の管理者又 | /J | |
| 7 | ① 指定居宅介護事業所又は指定重度が問介護事業所以下指定居宅介護事業所等」という。)の従 | はい・いいえ | 条例 | |
| <u>/</u> 共生型訪問 | 業者の員数が、共生型語の計画を受ける利用者(要介護者)の数を含めて当該事業所の利用者数と | | 第43条第1号 平11厚令37 | |
| 介護の人員 | した場合に、当該事業所として必要とされる数以上配置していますか。 | | 第39条の2 | |
| <u>基準</u> | | | 平 11 老企 25 第三の一の 4(1) | |
| | ② サービス提供責任者の員数は、指定居宅介護事業所等における指定居宅介護又は指定重度訪問 | はい・いいえ | ① 条例第 44 条 | |
| | 介護の利用者(障害者及び障害児)及び共生型制制介護の利用者(要介護者)の合計数が、40又は | | <u>準用</u> (第5条第2項) | |
| | その端数を増すごとに1人以上としていますか。 | | 平11厚令37 | |
| | ※ | 7.19/11李/12》 | <u>第39条の3</u> <u>準用</u> | |
| | ※ サービス提供責任者の賃貸費用こういくは、指定居台、設計業別時のサービス提供責任者であれば、共主監制が「設計業別のサービン要件を満たします。 | 1元代表に白い見恰 | (第5条第2項) 平11老企25 | |
| | | | 第三の一の 4(1) | |
| | ③ 事業所ごとに専従で常勤の管理者を置いていますか。 | はい・いいえ | ② 条例第 44 条 | |
| | | | * <u>準用(第6条)</u> 平11厚令37 | |
| | ※ 共生型が高いできまった。※ 次の場合であって、※ 次の場合であって、※ 次の場合であって、※ 次の場合であって、※ 次の場合であって、 | ある必要はありま | 第39条の3 準用 | |
| | <u>世</u> ん。 | 70,000,70 | (第6条) | |
| | ア 当該事業所の訪問が護員等としての職務に従事する場合 イ 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当須事業所の管理署別に支障かないと認められる範囲内に他の事業所、施送等 | がある場合に、当該 | <u>平 11 老企 25</u> 第三の一の 4(1) | |
| | 他の事業所、施兴等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合 | | 3 | |
| 第4 設備 | | | | |
| 8 | ① 事業の運営を行うために必要な広さの専用の区画を設けていますか。 | はい・いいえ | 条例 | ・事業所の平面図 |
| U | ○ → → → → → → → → → → → → → → → → → → → | | L · · · · | |

| | | L 1A | ID Iba VI A | 74 = 7 + VT |
|--|--|-------------------|--|--|
| 項目 | 自 己 点 検 の ポ イ ント | 点 検 | 根拠法令 | 確認書類 |
| 設備及び備 品等 (共生型は 第4の10 のとおり) | ※ 事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の「朝客室を設けることが望ましいですが、間出別りをする等他の事業と明確に区分される場合は、他の事業と同一の「朝客室であっても差し支えありません。なお、この場合に、区分されていなくても業別できまり、この場合に、区分されていなくても業別できまった。 ※ 事務室又は図画については、利用申込の受付、相談第に対応するのに適好なスペースを確保するものとします。 | | 第7条第1項 平11厚令37 第7条 平11老企25 第三の一の2(1) 平11老企25第 三の一の2(2) | ・設備、備品台帳 |
| | ② 訪問介護の提供こ必要な設備及び備品等を確保し、特こ、手指を洗浄するための設備等、感染症予防こ必要な設備等に配慮していますか。 ※ それぞれの事業の業務に対験がない場合は、同一敷地内にある他の事業が対抗態第に備え付けられた設備及び備品等を使用するこ | はい・いいえ | 条例 第7条第1項 平11厚令37 第7条 平11老企25 第三の一の2(3) | ・机、椅子、電話、 手指洗浄設備等 ・レンタル契約書 (レンタルの場 合) |
| 9 介護予防訪 問介護相当 サービス事 業の設備基 準 | 項目8と同様の基準を満たしていますか。 | はい・い い え | 基準要綱第 7 平 18 厚労令 35 第 7 条(旧) | |
| 10 共生型が 介護の設備 基準 | 指定居宅介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていますか。 | は い・い いえ 該当なし | 平 11 老企 25 第三の一の 4(2) | |
| 第5 運営 | 営に関する <u>基準(★介護予防訪問介護相当サービス・共生型訪問介護も点検</u> | してください。) | <u>)</u> | |
| 11 内容及び 手続きの 説明及び 同意 | サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項こついて、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。 | はい・いいえ | 条例 第8条第1項 平11厚令37 第8条第1項 | ・運営規程 ・説明文書 ・利用申込書 ・同意に関する記 録 |
| 12 提供E否 の禁止 | 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。 | いない・いる | 条例第9条 平11厚令37 第9条 平11老企25 | ・利用申込受付簿 ・要介護度の分布 がわかる資料 |
| VVIGE | ※ 特こ、要介護安や所得の多寡を理由にサービスの掲集を拒否することを禁止するものです。 | | 第三の一の 3(2) | |
| | ※ サービスの掲集を拝むことのできる正当な理由がある場合とは、次の場合です。 ア 当該集業所の現員からは利用申込こ応じきれない場合 イ 利用申込者の居臼地が当該集業所の通常の事業の実施地域外である場合 ウ その他利用申込者に対し自ら適次なサービスを提供することが理能な場合 | | 平11 老企 25 第三の一の 3(2) | |
| 13 サービス 提供 胚 伊かが | 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の訪問介護事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じていますか。 | はい・い いえ 事 例 なし | 条例第10条 平11厚令37 第10条 平11老企25 第三の一の3(3) | ・サービス提供依頼書 |
| 14 受給資格等 の確認 | ① サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被深検者証によって、被探検者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。 | はい・いいえ | 条例 第11条第1項 平11厚令37 第11条 平11老企25 第三の一の3(4) | ・サービス提供票・利用者に関する記録 |
| | ② 被釈笑者証こ、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。 | はい・い いえ 事 例 なし | 条例 第11条第2項 | |
| 15 要介護。 の申請に 係る援助 | ① サービスの提供の開始に際し、要介護窓定を受けていない利用者については、要介護窓定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 | はい・いいえ 事 例 なし | 条例 第12条第1項 平11厚令37 第12条 平11老企25第 三の一の3(5) | ・利用者に関する 記録 |
| | ② 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護 認定の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間が終了する30日前までにはなされるよ う、必要な援助を行っていますか。 | はい・いいえ 事例なし | 条例 第 12 条第 2 項 | |
| 16 心身の状 沢等の把 握 | サービスの提供こ当たっては、サービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況、その置かれ ている環境、他の保健医療サービス又は福止サービスの利用状況等の把握こ努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第13条 平11厚令37 第13条 | ・利用者に関する 記録 (・居宅介護支援 経過) (・サービス担当者 会議の要点) |
| 17 居宅介護支 援事業者等 | ① サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者(以下この点検表において「居宅介護支援事業者等」という。)との密接な連携に努めていますか。 | はい・いいえ | 条例 第14条第1項 平11厚令37 第14条 | ・情報提供に関す る記録 |
| との連携 | ② サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、 当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福止サー ビスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 | はい・いいえ 事例なし | 条例 第14条第2項 | ・指導に関する記 録 |

| | | L 1A | Index 1 A | 7th === += V= |
|-------|--|---|---------------------------|----------------------|
| 項目 | 自己点検のポイント | 点検 | 根拠法令 | 確認書類 |
| 18 | サービスの提供の開始に際」、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当し | はい・いいえ 事 例 なし | 条例第 15 条 平 11 厚令 37 | ・(利用者の届出 書) |
| 法定代理受 | ないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者 | 4 M & O | 第15条 | ・居宅サービス計 |
| 領サービ | に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受 | | 平11 老企25 第 | 画 |
| スの提供 | けることができる旨を説明していますか。 | | 三の一の 3(6) | 書(1)(2) |
| を受ける | また、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うた | | 施行規則 | |
| ための援 | めに必要な援助を行っていますか | | 第64条 | |
| 助 | | | | |
| | ※ 利用申込者が介護家後は近日規則第64条各号のいずれにも該当しないときとは、利用申込者が居宅介護支援を受けることについてあ | らかじめ市町村に | | |
| | 届け出ていない、または筆刻サービスが居宅サービス計画の対象となっていないときです。 | | | |
| 19 | 居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。 | はい・いいえ | 条例第 16 条 | ・居宅サービス計 |
| 居宅サー | | | 平11厚令37 | 画 書(1)(2) |
| ビス計画 | | | 第16条 | 青(1)(2) ・週間サービス計 |
| に沿った | | | | 画表 |
| サービス | | | | ・訪問介護計画書 ・サービス提供票 |
| の提供 | | | | ・利用者に関する |
| | | 14 1 1 1 1 2 | 2 Filter 1 Fi 27 | 記録 |
| 20 | 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への | はい・いいえ | 条例第 17 条 平 11 厚令 37 | ・居宅サービス計 画 |
| 居宅サー | 連絡その他の必要な援助を行っていますか。 | | 第17条 | 書(1)(2) |
| ビス計画 | ※ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合とは、利用者の状態の変化第こより追加的なサービスが必要となり、当家サービスを | · 法定代理等領サー | 平11老企25 | ・週間サービス計 |
| 等の変更 | ビスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、訪問が護事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者 | | 第三の一の 3(7) | 画表 ・サービス提供票 |
| の援助 | 含みます。 | A La La La Agrandada | 平 11 老企 25 | ・業務マニュアル |
| | ※ 当塚川者に係る居宅で護女援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定で理受領サービスとして利用する場の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明、その他の必要な援助を行わなければなりません。 | 台には支給限度額 | 第三の一の 3(7) | |
| 21 | ままり、これには、対のは、対のは、対のは、対のは、対のは、対のは、対のは、対のは、対のは、対の | はい・いいえ | 条例第 18 条 | ·就業規則 |
| 身分を証 | び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 | | 平11厚令37 | ・業務マニュアル |
| する書類 | | コキナイニューレムゲ目 | 第18条 平11老企25 | ・研修マニュアル ・身分を証する書 |
| の携行 | ※ 当窓正書等には、当窓加りで護事業所の名称、当窓加りで護事等の氏名を記載するものとし、当窓加りで護員等の写真の貼りや職能の記ましいです。 | 印を行うことが宝 | 第三の一の 3(8) | 類 |
| 22 | ① サービスを提供した際こは、サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける居宅 | はい・いいえ | 条例 | ・サービス提供 |
| サービスの | 介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面(サービス | | 第19条第1項 | 票、 |
| 提供の記録 | 利用票等)に記載していますか。 | | 平 11 厚令 37 第 19 条 | 別表 ・居宅サービス計 |
| | | 12-1-0- 1 | 平11老企25 | 画書 |
| | ※ 利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限整額の発館やサービス利用状況を把屋できるようにするため、利用者の居宅サーはサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものです。 | ヒス計画の書面又 | 第三の一の 3(9) | ·訪問介護記録 |
| | ※ 記載すべき必要事項には、次にあげるものが考えられます。 | | U | |
| | ※ 記載りへき必要事項には、次にのけるものからんられます。 ア 訓制・護の提供日 | | | |
| | イ サービスの内容(例にば身体/護、生活類な、通 湾(類 傘)かり別) | | 平 11 老企 25 第三の一の 3(9) | |
| | ウ 保険的の額 エ その他必要な事項 | | 1 | |
| | ② サービスを提供した際こは、サービスの提供日、具体的なサービス内容、利用者の心身の状況を | はい・いいえ | 条例 | |
| | の他必要な事項を書面(サービス提供記録、業務日誌等)に記録するとともに、サービス事業者間 | 10. 1 | 第19条第2項 | |
| | の密接な連携等を図るため、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他商りな方法に | | | |
| | より、その情報を利用者に対して提供していますか。 | | | |
| | ※提供た具体がなサービスの内容等として記録が、き事項は次のとおりです | | 平 11 老企 25 | |
| | ・サービスの提供日 | | 第三の一の 3(9) | |
| | ・具体がなサービスの内容 | | 2 | |
| | ・利用者の心身の状況 ・その他必要な事項 | | | |
| | ※ 提供した具体がなサービスの内容等の記録は 2 年間深管しなければなりません。 | | 条例 | |
| | ○ かかんしゃ ベニュル・ トンムとは ココントロアがいける でいしょ 40g なくなっこれの | | 第42条第2項 | |
| 23 | ① 法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護を提供した際こは、利用者の介護保険負担割合 | はい・いいえ | 条例 | ・サービス提供 |
| 利用料等の | 証で負担場合を確認し、利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割 | | 第 20 条第 1 項 平 11 厚令 37 | 票、 別表 |
| 受領 | (法令により給付率が異なる場合はそれに応じた割合)の支払を受けていますか。 | | 第20条 | が衣 ・領収証控 |
| | ② 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護を提供した際こ、その利用者から支払を受け | はい・いいえ | 条例 | ·運営規程(利用 |
| | る利用料の額と、当該指定試問介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、一方の管理経 | | 第20条第2項 | 料その他の費用 の確認) |
| | 費の他方への転嫁等による不合理な差額が生じないようにしていますか。 | | | ・サービス提供 |
| | ア 利用者に、当該事業が指定訪問介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の | | 平 11 老企 25 | 票、 別表 |
| | 対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。 | | 第三の一の 3(10)② | 列表 ・領収証控 |
| | イ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定訪問介護事業所の運営規程とは別に定められて | | | |
| | いること。 | | | |
| | ウ会が指定期の強の事業の会計と区分されていること。 | III II | 47 (0) | ********** |
| | ③ 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問介護を行う場合は、 | はい・いいえ 事例なし | 条例 第 20 条第 3 項 | ·重要事項説明書 ·運営規程(実施 |
| | それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行って | | カルリネカリタ | 区域の確認) |
| | いますか。 | | | •領収証控 |
| | ※ 保険合うの対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認められません。 | | 平 11 老企 25 第三の一の | ·車両運行日誌 |
| | | | 3(10)3 | |
| | ④ 上記3の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対 | はい・いいえ | 条例 | ·説明文書 |
| | し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。 | 事例 なし | 第 20 条第 4 項 平 11 老企 25 | ·利用申込書 |
| L | 35 118 33 1 H 15 2 14 V | | 十 11 七正 25 | ・同意書 |

| 項目 | 自己点検のポイント | 点 検 | 根拠法令 | 確認書類 |
|------------------------------|--|------------------|--|---|
| | | | 第三の一の(10) ④ | |
| | ⑤ サービスの提供こ要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付していますか。 | はい・いいえ | 法 第41条第8項 | •領収証控 |
| | ⑥ 上記⑤の領収証に、サービスについて利用者から支払を受けた費用の額のうち、利用料の額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額こついてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。 | はい・いいえ | 施行規則 第 65 条 | •領収証控 |
| | ※ 医療管営命が換となる利用者信用電機、計問」ハビリテーション、居宅廃産管理管理、通所リハビリテーション又は知明入所務的に スをあわせて利用している者)の領域語こは、医療費等の額(介護保険が象分の自己負担額)及び居宅介護支援事業者等の名称を記載し (参考) 「介護保険制度下での居宅サービスの対価こ係る医療費等の取扱いこついて」 (平成12年6月1日老発第509号、平成28年10月3日事務金額) | | | |
| | ※ 領収証の記載内容は、上記事務整約の別紙株式に準じたものとし、因素費当金の対象となる金額及び居宅介護支援事業者等の名称等も | 記載してください。 | | |
| 24 保験的の 請求のため の証明書の 交付 | 法定代理受領サービスに該当しない訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。 | はい・いいえ 事 例 なし | 条例第21条 平11厚令37 第21条 平11老企25第 三の一の3(11) | ・サービス提供証明 明書(控) (介護給付費明細書代用可) |
| 25 訪問介護の 基本取扱方 | ① 訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。 | はい・いいえ | 条例 第22条第1項 平11厚令37 第22条 | ・訪問介護計画書 ・訪問介護記録 ・サービス提供記 録 |
| 針 | ② 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 | はい・いいえ | 条例 第 22 条第 2 項 | ・苦情に関する記 録 |
| | ※ 提供された介護サービスについては、目標着成の度合いや利用者及びその家族の満況度等こついて常に評価を行うとともに訪問が認など、その改善を図ってください。 | 鬱恒の修正を行う | 平 11 老企 25 第三の一の 3(12)① | ・利用者に関する記録・評価を実施した記録 |
| 26 介護予防訪 問介護相当 | ① 介護予防制のででは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。 | はい・いいえ | 基準要綱 第38第1項 平18厚労令35 第38条(旧) | paday. |
| サービスの基本取扱方 | ② 自らその提供する介護予院制介護相当サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 | はい・いいえ | 基準要綱 第 38 第 2 項 | |
| 針 | ③ サービス提供こ当たり利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供こ当たっていますか。 | はい・いいえ | 基準要綱 第38第3項 | |
| | ④ 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に 努めていますか。 | はい・いいえ | 基準要綱 第 38 第 4 項 | |
| | ⑤ サービスの提供こ当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。 | はい・いいえ | 基準要綱 第 38 第 5 項 | |
| 27 訪問介護の 具体的取扱 | ① サービスの提供こ当たっては、訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例 第23条第1号 平11厚令37 第23条 | ·訪問介護計画書 |
| 分針 | ② サービスの提供こ当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等こついて理解しやすいように説明を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例 第 24 条第 2 号 | ・使用しているパ ンフレット等 |
| | ③ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例 第 23 条第 3 号 平 11 老企 25 | ・研修参加状況等 が分かる書類 |
| | ※ 常に新しい技術を習得する等の研鑚を行ってください。 | | 第三の一の(12) ② | |
| | ④ 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例 第 23 条第 4 号 | ・訪問介護計画書 ・利用者に関する 記録 ・相談・助言を記 録した書類等 |
| 28 介護予防訪 問介護相当 | ① サービスの提供にあたっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議 を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。 | はい・いいえ | 基準要綱 第 39 第 1 項 平 18 厚労令 35 第 39 条(旧) | |
| <u>サービス</u> の 具体的取扱 方針 | ② サービス提供責任者は、①に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護 予防が計りで、一ビスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防が引が、一ビスの提供を行う期間等を記載した介護予防が引が、一ビス計画を作成していますか。 | はい・いいえ | 基準要綱第39第2項 | |
| | ③ 介護予防制の強性当サービス計画は、既こ介護予防サービス支援に関が作成されている場合は、当続に関の内容に沿って作成していますか。 | はい・いいえ | 基準要綱第39第3項 | |
| | ④ サービス提供責任者は、介護予防訪問介護相当サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。 | はい・いいえ | 基準要綱 第39第4項 基準要綱 | |
| | ※ 交付した介護予佐規制・護田当サービス計画は、2 年間保守しなければなりません。 | はい・いいえ | 第37第2項 | |
| | ⑤ サービス提供責任者は、介護予防訪問介護相当サービス計画を作成した際には、当該介護予防訪問介護相当サービス計画を利用者に交付していますか。 | 10. 0. 0. 0. 7. | 第39第5項 | |

| 項目 | 自己 点 検 の ポ イ ント | 点検 | 根拠法令 | 確認書類 |
|-------------------------------|---|------------------|--|------------------------------|
| | ⑥ サービスの提供こ当たっては、介護予店が問介護相当サービス計画に基づき、利用者が日常生 | はい・いいえ | 基準要綱 第39第6項 | |
| | 活を営むのに必要な支援を行っていますか。 ⑦ 介護予が活がの意料当サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供が法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 | はい・いいえ | 基準要綱第33第7項 | |
| | ③ 介護予防がはいかできない。② のできないのできない。② のできないのできない。② のできないのできない。② のできないのできない。② のできないのできない。② のできないのできない。③ のできないのできないのできない。③ のできないのできないのできないのできないのできないのできないのできないのできない | はい・いいえ | 基準要綱 第 39 第 8 項 | |
| | ⑨ サービス提供責任者は、介護予防が制か護相当サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防が制から、当該利用者に対するサービスの提供が沢等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防が問介護相当サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防が問价資格当サービス計画の実施が沢の把握(モニタリング)を行っていますか。 | はい・いいえ | 基準要網 第39第9項 | |
| | ⑪ サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告していますか。 | はい・いいえ | 基準要綱 第 39 第 10 項 | |
| | ① サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて <u>介護予防訪問介護相当サービス</u> 計画の変更を行っていますか。 | はい・いいえ | 基準要綱 第39第11項 | |
| | ② ①から⑩は、介護予院がは一些大計画の変更の際も行っていますか。 | はい・いいえ | 基準要綱 第 39 第 12 項 | |
| 29 介護予防訪問介護相当サービスの提供こ当たっての留意点 | 介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、 次に掲げる事項に留意しながら行っていますか。 ア サービス提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、介護予 防訪問介護相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔 軟なサービス提供に努めること。 イ 事業者は、自立支援の観点から、利用者が可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配 慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サー ビスの利用の可能性についても考慮しなければならない。 | はい・いいえ | 基準要綱第 40 平 18 厚労令 35 第 40 条(旧) | |
| 30 訪問介護計画の作成 | ① サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問介護の目標 当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成していますか。 | はい・いいえ | 条例 第 24 条第 1 項 平 11 厚令 37 第 24 条 | ·訪問介護計画書 |
| 国V71 P3% | ※ 訪問介護・恒の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし(アセスき、援助の方向性や目標を明確にしてください。 | メント)、これに基づ | 〒11 老企 25 第三の一の 3(13)① | |
| | ※ 訪問介護・個こは、次の内容を明うかにしてください。 ア 類かの方向性や目標 イ 担当する訪問介護員等の氏名 ウ サーービスの具体内容 エ 所要時間 オ 日程 等 | | 平11老企25 第三の一の 3(13)① | |
| | ② 訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。 | はい・いいえ | 条例 第 24 条第 2 項 | ・居宅サービス計画書 |
| | ※ 訪問介護・値の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当業が問う護・値が居宅サービス計画に沿ったものであるが確認してください。 | 、必要こ応じて変更 | 平11 老企25 第三の一の 3(13)② | |
| | ③ サービス提供責任者は、訪問介護・IIIIの作成に当たっては、その内容について利用者又はその家規に説明し、利用者の同意を得ていますか。 | はい・いいえ | 条例 第 24 条第 3 項 | ·訪問介護計画書 |
| | ※ サービス提供責任者は、説的「護の実施状況や評価こついても利用者又はその家族に説明を行ってください。 | | 平 11 老企 25 第三の一の 3(13)③ | |
| | ④ サービス提供責任者は、訪問介護・愐を作成した際こは、当該が消費・愐を利用者に交付していますか。 | はい・いいえ | 条例 第 24 条第 4 項 | ·訪問介護計画書 |
| | ※ 交付した試問介護・個は、2年間宋中しなければなりません。 | | 条例 第42条第2項 | |
| | ⑤ サービス提供責任者は、訪問介護・愐の作成後、当該が問介護・愐の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該が問介護・愐の変更を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例 第 25 条第 5 項 | ·訪問介護計画書 |
| | ⑥ ①~④は、訪問介護・値の変更の際も行っていますか。 | はい・いいえ | 条例 第 24 条第 6 項 | |
| | ⑦ サービス提供責任者は、他の訪問介護員等の行うサービスが訪問介護計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行っていますか。 | はい・いいえ | 平 11 老企 25 第三の一の 3(13)⑤ | |
| | ⑧ 訪問介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から訪問介 護計画の提供の求めがあった際こは、当該が問介護計画を提供することに協力するよう努めていますか。 | はい・いいえ | 平 11 老企 25 第三の一の 3(13)⑥ | |
| | ※ 居宅が護支援の運営基準において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者等に対して、居宅サービス 置付けられている計画の掲出を求めるものとする」と規定していることを踏まえたものです。 | 等基準において位 | 平 11 年厚令 38 第 13 条第 12 号 (指定居宅介護支 援等の事業の人 員及び運営に関 する基準) | |
| 31 喀剱好等 について | ① 介護従事者がたんの吸引等を行う場合は、当該介護従事者が都道府県による認定証が交付されている場合、または実地研修を修了した介護福祉士(資格証に行為が付記されていること)にのみ、これを行わせていますか。 | はい・いいえ 事 例 なし | 社会福祉士及び 介護福祉士法第 48条の2、48 条の3 | |
| (該当事業 所のみ記入 | ② 事業所を「登録特定行為事業者」「登録略规则に「等事業者」として県に登録していますか。(介護福祉士以外の介護従事者を使用することなく、喀煦別に等の業務を行っている場合は、「登録略拠収 | はい・いいえ | 同法施行規則 | |

| 項目 | 自 己 点 検 の ポ イント | 点 検 | 根拠法令 | 確認書類 |
|-----------------------|--|-------------------------------|---------------------------------|-------------------------|
| してくださ い) | 引等事業者」のみの登録になります。) | | 第 26 条の 2、第 26 条の 3 | |
| ••• | ③ 介護福吐(認定特定行為業務従事者)による喀痰吸引等の実施に際し、医師の文書による指示 | はい・いいえ | 平成 23 年 11 月 | |
| | を個別に受けていますか。 | | 11 日社援発 1111 第 1 号 | |
| | また、指示書は次のとおりとなっていますか(該当項目にチェック)。 □ 医師の指示書が保管されている。 | | 厚生労働省社会・ 援護局長通知「社 | |
| | □ 指示書は有効期限内のものとなっている。(有効期限は6か月) | | 会福祉士及び介 護福祉士法の一 | |
| | ④ 喀痰吸引等を必要とする者の状態について、医師又は看護師員による確認を定期的に行い、当 | はい・いいえ | 部を改正する法 律の施行につい | |
| | 該対象者に係る心身の状況に関する情報を介護福祉士(認定特定行為業務従事者)と共有することにより、適切な役害份担を図っていますか。 | <u> </u> | て(喀痰吸引等関 係) | |
| | ⑤ 対象者の希望や医師の指示、心身の状況等を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、実施計画書を作成していますか。 | はい・いいえ | | |
| | ⑥ 対象者及びその家族に対して、実施・恒書等を示して、介護職員がたん吸引等を実施することを説明し、文書による同意を得ていますか。 | はい・いいえ | | |
| | ⑦ 実施した結果こついて、結果報告書の作成、看護師・医師への報告、安全委員会への報告を行っていますか。 | はい・いいえ | | |
| | ⑧ たん吸引等の実施に関する安全委員会を定期的に開催していますか。 ◎ たん吸引等の実施に関する安全委員会を定期的に開催していますか。 | はい・いいえはい・いいえ | | |
| | ⑨ たん吸引等の実施に関する業務方法書等を備え、介護職員・看護職員等の関係する職員が確認で きるようにしていますか。 | はい・いいえ | | |
| 32 | 訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせていませんか。 | い な い・い る 事 例 なし | 条例第 25 条 平 11 厚令 37 | ・サービス利用票・訪問介護計画書 |
| 同居家族に 対するサー | ! | , _V , _V | 第25条 | ・訪問介護の記録 |
| ビス提供の | ! | | | |
| 禁止 33 | 利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知してい | はい・いいえ | 条例第 26 条 | ・市町村に送付し |
| 利用者に関 | ますか。 | 事例なし | 平11厚令37 第26条 | た通知に係る記録 |
| する市町村への通知 | ア 正当な理由なしに訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を 増進させたと認められるとき。 | | 平 11 老企 25 第 三の一の 3(14) | |
| ・ハヘン田公口 | イ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 | | | |
| 34 | 訪問介護員等は、現こサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その | はい・いいえ | 条例第 27 条 平 11 厚令 37 | ・運営規程 ・利用者に関する |
| 緊急時等の 対応 | 他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。 | | 第27条 平11老企25第 三の一の3(15) | 記録 ・訪問介護の記録 |
| 35 管理者及び | ① 管理者は、当該事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行っていますか。 | はい・いいえ | 条例 第 28 条第 1 項 平 11 厚令 37 | ·組織図·組織規程 程 ·運営規程 |
| サービス提 供責任者の 責務 | ② 管理者は、当該事業所の従業者に「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。 | はい・いいえ | 第 28 条 条例 第 28 条第 2 項 | ·職務分担表 ·業務報告書 ·業務日誌等 |
| רני י יק (| ③ サービス提供責任者は、訪問介護:愐の作成のほか、次に掲げる業務を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例 | ・組織図・組織規 程 |
| | ア 訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。 | | 第28条第3項 | ·辞令等·業務日 誌等 |
| | イ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。 | | | ·運営規程 ·訪問介護計画書 |
| | ウ 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔 機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。 | | | ・サービス利用票 |
| | エ サービス担当者会議への出席等により、居宅介護女援事業者等と連携を図ること。 | | | |
| | オ 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況につ いての情報を伝達すること。 | | | |
| | カ 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。 | | | |
| | キ 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。 | | | |
| | ク 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。 ケ その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。 | | | |
| | ※ 複数のサービス提供責任者を配置する事業所において、サービス提供責任者間での業務が担を行うことにより、事業所として当該業 | 務を適切に行うこと | 平 11 老企 25 第三の一の | |
| | かできているときは、必ずしも1人のサービス提供責任者が当該策略のすべてを行う必要はありません。 | | 第三の一の 3(16) | |
| | ※ 上記3ウにおいて、サービス掲集責任者は居台/護女選解業者等に対して、指宅が別/護の掲掛に当たり把握した利用者の服業状況や のい自の性解なななどがかけなってよる。必要の場合は全さることとされていますが、機能の場合は、サービスが収集を実施されて行う | | <u>平11 老企 25</u> 第三の一の | |
| | の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこととされていますが、情報の提供は、サービス <u>担当者会議等を通じて行う</u> ません。 | <u>、ここで左し又えめり</u> | <u>第三の一の</u> 3(16) | |
| | <u> 必要な情報の内容</u> こついては、例えば、 ・ 薬が大型に合っている又は複数回分の薬を一度に服用している。 ・ 対象の関節に対象である。 | | | |
| | - 楽の服用を指絶している。 - 使いきらないうちに新たな薬が処方されている。 | | | |
| | <u>・「臭や口腔や出血がある。</u> ・体重の増成が推測される見た目の変化がある。 | | | |
| | ・食事量や食事回数二変化がある。 ・下痢や便めが続いている。 | | | |
| | ・ | | | |
| | 等の利用者の心身又は生活状況に係る情報が考えられますが、居宅介護支援事業者等に対して情報提供する内容は、サービス提供責 | | | |
| L | ることとします。なお、必要な情報の提供こついては、あらかじめ、サービス担当者会議等で居宅介護女援事業者等と調整しておくこ | ヒル筆みしいぐ∮。 | j l | |

| 項目 | 自己点検のポイント | 点 検 | 根拠法令 | 確認書類 |
|--------------------------------|---|-----------|---|--|
| | ※ サービス提供責任者は、利用者に対して適力な試問介護サービスを提供するために重要が発贈を果たすことに鑑み、その業務を画しく、試問介護事業所の状況や実施体制に応じて適力かつ柔軟に業務を実施するよう留意するとともに、常に必要な知識の修得及び能力のなりません。 | | 平11 老企 25 第三の一の 3(16) 平11 老企 25 | |
| | ※ 平成30年度、降、生活療力中心型のみに従事することができる生活療が従事者所修了者が従事するようになることから、当気所 介護美等であって、指定制力・護した。ことがない者については、初重が開発しサービス提供責任者が同行するなどのOJT を通 とします。また、緊急時の対応第についてもあらかじめ当該が問い護美等に指導しておくこととします。 さらに、生活療が従事者所修了者である。部的・護美等が所属している指定がおい護美等がのサービス提供責任者は、当家が的・護 型しか提供できないことを踏まえ、利用者の状況を判断の上、適かな業務管理を行うこととします。具体的には、生活療力中心型のみ利 対する指定が別・遺こですとせることなどが考えられます。 | じて対象を行うこと | <u>平11 老企 25</u> 第三の一の <u>3(17)</u> | |
| 36 運営規程 | 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めていますか。 ア 事業の目的及び運営の方針 イ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ウ 営業日及び営業時間 エ 訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額 オ 通常の事業の実施地域 カ 緊急時等における対応方法 キ 虐待の防止のための措置に関する事項 ク その他運営に関する重要事項 | はい・いいえ | 条例第 29 条 平 11 厚令 37 第 29 条 | ・運営規程 ・指定申請及び変 更届(写) |
| | ※ エの「訪問〉(護の内容)とは、身体が護、生活援助、通常等のための乗車又は降車の介助等のサービスの内容を指すものです。 | | 平 11 老企 25 第三の一の 3(18)① 平 11 老企 25 | |
| | ※ 工の「利用料」としては、法担代理受領サービスである訪問い護に係る利用料(1割、2割以は3割負担の及び法担代理受領サービスで 料を、「その他の費用の額」としては、選挙の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問い護を行う際の交通側の額及び必要に応じて 係る費用の額を規定するものです。 | その他のサービスに | 第三の一の 3(18)② | |
| | ※ オの「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込にらの目安であり、当然地域を越えて訪問いて護からわれることを妨げるものではありません。 ※ 同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合 | | 平11老企25 第三の一の 3(18)③ 平11老企25 | |
| | 程を一体的に作成することも差し支えありません。 | | 第三の一の 3(18) | 5-L00 A 5#5 1 7-33 |
| 37 介護等の総 合的な提供 | 訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃徐等の家事 (以下「介護等」という。)を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏っていませんか。 | いない・いる | 条例第30条 平11厚令37 第29条の2 | ・訪問介護計画書 ・訪問介護の記録 ・運営規定 ・使用しているパ |
| | ※「偏っている」とは、特定のサービス行為のみを専ら行うことはもちろん、特定のサービス行為に係るサービス提供幇助が月単位等 提供幇間の大半を占めていれば、これに該当します。 | 定期間中のサービス | 平11 老企 25 第三の一の 3(19) 平11 老会 25 | ンフレット等 |
| | ※ 通売のための乗車又は発車の介助を行う訪問が護事業者についても、身体が護又は生活環境を総合的こ提供しなければなりません | lo . | 平 11 老企 25 第三の一の 3(19) | |
| 38 勤務体制の 確 保等 | ① 管理者及び従業者と労働契約を交わしていますか。労働条件通知書等を書面で明示し交付していますか。 | はい・いいえ | 労働基準法 第15条 労働基準法施 行規則 | ·就業則 ·運営規程 ·雇用契約書 ·勤務表 |
| PENN | ※ 雇用(労働)終りにおいて、労働基準者により下記のような条件を書面で明示することとされています。 ①労働経が知期間に関する事項 ②期間の定めのある労働経外を更新する場合の基準 ③就業の場所及び従事すべき業務に関する事項 ④始業・終業等域、時間外労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交替制勤務をさせる場合は就業等減竭に関する事項 ⑤賃金の決定。計算及び支払の方法、賃金の総介リ及び支払の時期に関する事項 ⑥退職に関する事項(帰雇の事由を含む) ⑦昇給の有無(※)、⑥退職計当の有無(※) ⑥賞与の有無(※)、⑥地間と3の有無(※) ⑥賞与の有無(※)、⑥地間と3の有無(※) ⑥賞与の有無(※)、⑥地間と3の有無(※) ⑥賞与の有無(※)、⑥地間と3の有無(※) ⑥賞与の有無(※)、⑥地間と3の有無(※) ⑥賞与の有無(※)、⑥地間が別間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の订過間の所定労働時間に比べ 当するものを雇い入れたときには、上記で、⑥、⑥及び⑩についても文書で明示しなくてはなりません。 | て短い労働者)に該 | 第5条 短時間が側者の雇用 管理の改善等に関す る法事を可用り 第2条 | 3(B71)X |
| | ② 利用者に対し適切な訪問介護を提供できるよう、事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めていますか。 | はい・いいえ | 条例 第31条第1項 平11厚令37 第30条 | ·勤務表 |
| | ※ 原則として月ごとの難勝衰を作成し、討路介護軍等については、日々の難勝射間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務類系者である旨等を明確にする必要があります。 | 、サービス提供責任 | 平 11 老企 25 第三の一の 3(20)① | |
| | ③ 当該事業所の訪問介護員等によってサービスを提供していますか。 | はい・いいえ | 条例 第 31 条第 2 項 | ·雇用契約書 |
| | ※ <u> </u> | | 平11 老企25 第三の一の 3(20)② | |
| | ④ 訪問介護員等の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。 | はい・いいえ | 条例 第 31 条第 3 項 | ·勤務表 ·研修受講修了証 |
| | ※ 研修機動・実施する研修や | | 平 11 老企 25 第三の一の 3(20)③ | 明書 |
| 39 業務継続計 画の策定等 | ①事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に 実施するための、及び非常時の体制で早期の業務期開を図るための計画(以下、「業務継続・画」 という。)を策定し、当該業務機能・画に従い必要な措置を講じていますか。 | はい・いいえ機中 | 条列第31条の2第 1項 老企 25 第 3 - 3(22)① | ・業務継続計画 ※令和6年3月 31日までの経過 措置あり |
| | 1.4 | J | 3(22) | 1月巨の / |

| 項目 | 自己点検のポイント | 点検 | 根拠法令 | 確認書類 |
|-------------------------|---|----------------------|---|---|
| | ※必要な措置とは、当該業務継続1面に従い、訪問介護員等その他の従業者に対して、必要な研修及 び訓練(シミュレーション)を実施することです。 | | | |
| | ②事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | はい・いいえ | 条例第31条の 2第2項 老企25第3- | 1研修・訓練の記録 |
| | ※以下の項目等を記入してください。 イ 感染症に係る業務機症1画 | | 3(22)②~④ | ※令和6年3月 31日までの経過 措置あり |
| | ①平時からの備え(体制構築・整備、感染症坊山こ向けた取組の実施、備蓄品の確保等) ②初重対応 ③感染拡大坊止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等) | | | |
| | □ 災害に係る業務機・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要 | | | |
| | 品の備蓄等) ②緊急時の対応(業務路続信画発動基準、対応体制等) ③他施設及び地域との連携 | | | |
| | ※研修こおいては、定期的(年1回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録してください。 | | | |
| | ※訓練(シミュレーション)においては、業務継続・1画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症 や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的(年1回以上)に実施してください。 | | | |
| 40 衛生管 理等 | ① 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態こついて、必要な管理を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例 第32条第1項 平11厚令37 第31条 | ・健康診断の記録・衛生マニュアル等 |
| | | | 労働安全衛 生法第 66 条 | |
| | ※ 常時期する労働者に対し、1年以内ごとに1回(ただし、深夜業労働者等は6ヶ月以内ごとに1回)、定期に健康(郷を実施しなけれる) | ずなりません。 | 労働安全衛生規 則第 44 条 1 項、第 44 条 2 | |
| | ② 訪問介護員等が感染源となることを予防し、また訪問介護員等を感染の危険から守るため、使い捨て手袋等の感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じていますか。 | はい・いいえ | 平11 老企25 第三の一の3(21) | |
| | ※ 手制等の従業者共用のタオルは、感染源として感染拡大の恐れがありますので、使用しないでください。 | | | |
| | ③ 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。 | はい・いいえ | 条例 第 32 条第 2 項 | |
| | ④事業者は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。 | はい・いいえ 焼 丼 | 条例第 32 条第 3 項 | ・感染症対策委員 会議事録 ・感染症予防及び |
| | ア 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に問い徹底を図ること。 | | | まん延防止のための指針・研修及び訓練の実施記録 |
| | イ 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ウ 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 | | | ※令和6年3月 31日までの経過 措置あり |
| 41 掲示 | 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 | はい・いいえ | 条例第 33 条 平 11 厚令 37 | ·揭示物 |
| | ※ 利用邦込者のサービスの選択に資すると認かられる重要事項とは、当該事業所の運営規程の概要、試別介護員の勤務体制、事故発生時体制、 <u>第三者評価の実施状況</u> 等をいいます。 | の対応、苦情処理の | 第32条 | |
| 42 秘密保持等 | ① 従業者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう対策を講じていますか。 | はい・いいえ | 条例 第 34 条第 1 項 平 11 厚 6 3 7 | ・就業時の取り決め等の記録 |
| | ※ 秘密を保守すべき旨を就業規則に規定したり、警が書等をとるなどの措置を講じてください。 | | 第33条 | |
| | ② 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 条例 第 34 条第 2 項 | |
| | ※ 具体的には、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決め、例には「齢」命についての措置を講じてください。 | ての定めをおくなど | 平 11 老企 25 第三の一の 3(22)② | |
| | ③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の 家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 | はい・いいえ | 条例 第 34 条第 3 項 | ・利用者の同意書 ・実際に使用され た文書等(会議資 |
| | ※ この同意は、サービス掲掲載4時に利用者及びその家族から包部がお同意を得ておくことで足りるものです。 | | 平 11 老企 25 第三の一の 3(22)③ | 料等) |
| | ④「個人情報の保護に関する法律」に基づき、入居者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。 | はい・いいえ | 個人情報の保護 に関する法律(平 15 年法律第 57 号) | |

| 項目 | 自己点検のポイント | 点 検 | 根拠法令 | 確認書類 |
|--|--|--|---|--|
| | ※ 個人情報の取り扱いについては、「医療・介護関系事業者における個人情報の適功な取扱いのためのガイダンス(H29.4.14 個人情報)」を参照してください。 | 保護委員会·厚生労 | | |
| 43 広告 | 事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。 | いない・いる | 条例第 35 条 平 11 厚令 37 第 34 条 | ・パンフレット等 ・ポスター等 ・広告 |
| 44 不当な働き かけの禁止 | 居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は利用者に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはいませんか。 ※ 居宅介護技験業者に対する利益共列に対ちらない場合であっても、指意的介護技験業者に対する利益共列に対していませんが、 | いない・いる | 条例 第 36 条 平 11 厚令 37 第 34 条の 2 平 11 老企 25 | |
| | は被保険者に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることなどの不当な働きかけを行ってはならないにととしが 具体的には、例えば、指定が助け護事業者と居宅が護女援事業者が同一法人等である場合や同一の建物等に所在する場合において、 勘案することなく、自らが提供するが助け渡り一ビスを居宅サービス計画に位置付けるよう働きかけるような場合が該当します。 | さものです。 当练川者の状況を | <u>第三の一の</u> <u>3(23)</u> | |
| 45 居宅介護支 援事業者に 対する利益 供与の禁止 | 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。 | いない・いる | 条例第37条 平11厚令37 第35条 平11老企25第 三の一の3(24) | |
| 46 苦情処理 | ① サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 条例 第 38 条第 1 項 平 11 厚令 37 第 36 条 | ・運営規程・重要事項説明書・掲示物・指定申請書の写 |
| | ※「必要な措置」とは、具体的には次のとおりです。 ア 苦情を受け付けるための窓口を設置する。 イ 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等= 等類等所における苦情を処理するために請する措置の概要について明らかにする。 ウ 利用非込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載する。 エ 苦情に対する措置の概要について事業所に掲示する。 | | 平11老企25 第三の一の 3(25)① | ・苦情に関する記録 |
| | ② 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の受付日、その内容等を記録していますか。 | はい・いいえ 該当なし | 条例 第 38 条第 2 項 | ・苦情に関する記 録 |
| | ※ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた恥さい。 | 1を自ら行ってくだ | 平 11 老企 25 第三の一の 3(25)② | ・指導等に関する 記録 |
| | ※ 記録の整備こついては、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 | | | |
| | ※ 苦情の内容等の記録は、5年間取引しなければなりません。 | | 条例 第42条第2項 【市独自基準】 | |
| | ※ 苦青解決の仕組みについては「社会副」事業の経営者による福止サービスに関する苦青解決の仕組みの指針について」(平成12年6 を参考としてください。 | 月7日厚労省・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | |
| | ③ 市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会(実地指導)に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第38条第 3項 平11老企25 第三の一の 3(25)③ | |
| | ④ 市町村からの求めがあった場合には、③の改善の内容を市町村に報告していますか。 | はい・いいえ 事例なし | 条例 第 38 条第 4 項 | |
| | ⑤ 利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | はい・いいえ 事例なし | 条例 第 38 条第 5 項 | |
| | ⑥ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、⑤の改善の内容を報告していますか。 | はい・いいえ 事例なし | 条例 第 38 条第 6 項 | |
| 47 地域との連 携 | ①利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が 実施する事業に協力するよう努めていますか。 | はい・いいえ事例なし | 条例第39条 平11厚令37 第36条の2 | |
| 1/3 | ※ 介護耶潟長を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものです。 なお、「市町村が実施する事業」には、介護耶潟長派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を まれます。 | | 平 11 老企 25 第三の一の 3(26) | |
| | ②事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定が問う護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定が問う護の提供を行うよう努めていますか。 | はい・いいえ 該当なし | 条例第 39 条第 2 項 | ・利用者に関する 記録 |
| 48 事故発生時 の対応 | ① サービスの提供こより事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 | はい・いいえ 事例なし | 条例 第 40 条第 1 項 平 11 厚令 37 第 37 条 | ・連絡マニュアル 類 ・事故に関する記 録 |
| | ② 事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めてありますか。 | はい・いいえ | 平 11 老企 25 第三の一の 3(27)① | |
| | ③ ①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 | はい・いいえ 事例なし | 条例 第40条第2項 | |
| | ※ 記録の整備こついては、台帳等を作成し記録するとともに、利用者間票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 | | 条例 | |
| | ※ 事故の状況及び事故に際して採った処置こついての記録は、5年間緊有しなければなりません。 | | 第42条第2項【市独自基準】 | |
| | ④ 利用者に対する訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに 行っていますか。 | はい・いいえ事 例 なし | 条例 第 40 条第 3 項 | |

| 項目 | 自己点検のポイント | 点 検 | 根拠法令 | 確認書類 |
|----------------------|---|-----------------------|--|---------------------------------|
| | ※ 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。 | | 平11老企25 第三の一の 3(27)② | |
| | ⑤ 事故が生じた際こはその原因を解別し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。 | はい・いいえ 事 例 なし | 平11 老企 25 第三の一の 3(27)③ | |
| 49 虐待の防止 | 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。 | はい・いいえ 検 沖 | 条列第40条の2 老企 25 第 3 - 3(31)① | ·検討委員会議事 録 |
| | ①当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置 等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、訪 | | | ※令和6年3月 31日までの経過 |
| | 問介護員に周知徹底を図ってください。 検討項目 | | | 措置あり |
| | イ 虐待が止焼き委員会その他事業所内の組織に関すること | | | |
| | ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること | | | |
| | 二 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること ホ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法 | | | |
| | に関する こと | | | |
| | へ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する こと | | | |
| | ト 前号の再発の防止策を講じた際こ、その効果こついての評価こ関すること ②当該が問う護事業所における虐待の防止のための指給を整備してください。 | | ** 25 等 2 | ・虐待防止のため |
| | イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 | | 老企 25 第 3 - 3(31)② | の指針 |
| | □ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 | | | |
| | 八 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 二 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 | | | |
| | ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 へ 成年後見制度の利用支援に関する事項 | | | |
| | ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 | | | |
| | チ 利用者等に対する当該協い閲覧に関する事項 リ その他督待の防止の推進のために必要な事項 | | | |
| | ③当該は定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し 虐待の防止のための研修を定期的に 実施してください。 | | 老企 25 第 3 - 3(31)③ | ・虐待防止のための 研修記録 |
| | ※職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定訪問介護事業者が指針に基づいた研 | | 3(31)@ | |
| | 修プログラムを作成し、定期的な研修(年1回以上)を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の 防止のための研修を実施することが重要である。 | | | |
| | また、研修の実施内容についても記録することが必要である。 ④①~③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 | | | |
| | | | | |
| 50 | ※当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。 事業所ごとに経理を区分するとともに、訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分して | はい・いいえ | 条例第 41 条 | ·会計関係書類 |
| 会計の区分 | いますか。 | | 平11厚令37 第38条 平11老企25 | |
| | ※ 具体的な会け関連の方法については、次の通知に基づき適加に行ってください。 ア「指定介護老人福助施度等に係る会に関連等の取扱いについて」 (平成12年3月10日老計算8号) | | 第三の一の 3(28) | |
| | イ・ボル2キンストロービョウェン・イ 「介護用策の給が攻撃事業における会計の区分について」 (平成13年3月28日 港府第18号) | | - (/ | |
| 51 | ウ「介護歌・高緒報酬事業に係る社会副法人会様準の取扱いについて」(平成24年3月29日 老高第の329第1号) ① 分学者 記法 徒日なび合き Hー思する きをおきた 敷油 フリキオか | はい・いいえ | 条例 | ·職員名簿 |
| 51 記録の整備 | ① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸語録を整備していますか。 ② 利用者に対する訪問介護の提供に関する次の諸語録を整備し、その完結の日から 2 年間(工及 | はい・いいえ | 第 42 条 平 11 厚令 37 | ·設備台帳 ·備品台帳 |
| | びオにあっては5年間)保存していますか。 ア 訪問介護価 | | 第39条 | ·会計関係書類 ·各種保存書類 |
| | イ 提供した具体的なサービスの内容等の記録 ウ 市町村への通知(項目 34 参照)に係る記録 | | 第 42 条第 2 項 【独自基準(市)】 | ・訪問介護計画書 ・サービス記録 ・市町村への通知 |
| | 工 苦情の内容等の記録 | | | に係る記録・苦情に関する記 |
| | オ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | | | 録 ・事故に関する記 |
| <u>52</u> | 共生型が計分護を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定が指分護事業所を | <u>はい・いいえ</u> 該当なし | <u>条例</u> 第 43 条第 2 号 | - 録 |
| <u>共生型が</u> 介護の運営 | の他の関係施設から必要な技術的支援を受けていますか。 | <u> </u> | <u>平11厚令37</u> 第39条の2 | |
| 基準 | | | 第1項第2号 平11老企25 | |
| <u>53</u> | ① 事業者及びサービスの提供こ当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面 | いる・いない | 第三の一の 4(3) 条例第 277 条の | |
| <u>電磁的記錄</u> 等 | (書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)で行うことが規定されている又 | <u>事例なし</u> | <u>2第1項</u> <u>平11厚令37</u> 第217第1項 | |
| | | | | |

| 項目 | 自 己 点 検 の ポ イ ント | 点 検 | 根拠法令 | 確認書類 |
|---------------|---|--|-------------------------|------|
| | は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁が記録(電子的方式・磁気的方式・スペルトのながによってはままれた。 | | | |
| | その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができますが、下記のとおり取り扱っ | | | |
| | でいますか。 | | | |
| | ※ 書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する書面(被現験者面に関するものを除く。)の作成、保存等で | 上次に掲げる電磁的 | <u>平11 老企25</u> 第5の1 | |
| | 記録により行うことができることとしたものです。 | | 1 W C ak | |
| | NV = GENELLCONIA 19 /L. N. SERIELONDO HAPPY - 10° C GROSS TABLES N. S. | | | |
| | ※ ア 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る 電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもこ よってください。 |) (調製する方法こ | | |
| | ✓ 電磁的返過こよる保存ま、以下のいずれかの方法こよってください。① 作成された電磁的返過を事業者等の使用こ係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルこよ | り保存する方法 | | |
| | ② 書面こ記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁が記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたフ | | | |
| | スク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ウ その他、電数が記録により行うことができるとされているものは、ア及びイに準じた方法によってください。 | | | |
| | ② 事業者及びサービスの提供こ当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類する | いる・いない | 条例第 265 条第 | |
| | もの(以下「交付等」という。)のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについ | <u>事例なし</u> | <u>2項</u> 平11厚令37 | |
| | ては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その 他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができますが、下記のとお | | <u>第217第2項</u> | |
| | り取り扱っていますか。 | | | |
| | ※ 利用者及びその家族等以下利用者等」という。)の利便性向上並びに事業者等の業績担連致験の観点から、事業者等は、書面で行 | | <u>平11 老企25</u> 第5の2 | |
| | いる又は想定される交付等について、事前に利用者等の紊骸を得た上で、次に掲げる電磁切が対こよることができることとしたものです | <u>.</u> | | |
| | ア 電磁り方法こよる交付は、第5-1の電磁り方法こよる重要事項の提供に準じた方法こよってください。イ 電磁り方法こよる同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられます。 | | | |
| | ウ 電磁が方法こよる締結は、利用者等・事業者等の間の契約関系を明確こする観点から、書面こおける署名又は記名・押印こ代さて、電 | 子署名を活用するこ | | |
| | とが望ましいです。 ※ イ、ウでは、「押印こついてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にしてください。 | bolitica di A. a.c. | | |
| | 工 その他、電磁的方法こよることができるとされているものは、アからウまでに準じた方法こよってください。ただし、基準又は基準値の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当家定めに従ってください。 | 知(平11 <i>老</i> 企25) | | |
| | | | | |
| | ※ 上記①電遊記録により行う場合及び②電遊り方法による場合は、個人情報保護委員会 厚生労働省 医療 介護男科業者における個 | 州静の適切が取扱 | | |
| | いのためのガイダンス」及び厚土労働省「国療情能ノステムの安全管理 こ関するガイドライン」等を遵守してください。 | | | |
| 第6 変更 | | | <u> </u> | |
| 54 | ① 事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した | はい・いいえ | 法第75条第1項 | |
| 54 変更の届出 | ① 事業州の名前及の州任地での地岸主労働省市で走める事項に変更があったとき、又は林正した 当該指定居宅サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内 | 事例なし | 施行規則 | |
| 等 | に、その旨を市長(高齢福山課)に届け出ていますか。 | | 第131条 | |
| | ※「介護給付費算定に係る体制属」に係る加算等(算定する単位数が増えるもの)については、算定する月の前月15日までに届出が必要で | | 平12老企36 第一の1(5) | |
| | ② 事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を | はい・いいえ 事例なし | 法第75条第2項 | |
| | 市長(高齢配)に届け出ていますか。 | | | |
| 第7 介華 | 終合付費の算定及び取扱い | | | |
| 까! 기량 | | | 平 12 老企 36 | |
| | ※ 訪問が護の区分 訪問が護の区分については、身体介護が中心である場合(身体介護中心型)、生活競励が中心である場合(生活競励中心型)の2区分とさ | ハましたが、これら | 第二の 2(2) | |
| | の型の適用に当たっては、1回の評別・護しおいて「身体/護」と「生活類別が混在するような場合について、全体としていずれかの型のではなく、「身体/護」に設当する行為がどの程度含まれるかを基準に、「身体/護」と「生活類別を組み合わせて算定します。 | | | |
| | この場合、身体介護のサービス行為の一連の流れを細かく区分しないよう留意してください。 | - WHATE- | | |
| | 例えば、「食事介助」のサービス行為の一連の流れに配下膳が含まれている場合に、 <= 第記下膳の行為だけをもってして「生活類別の1・取り扱いません。 | ノリア・サイン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファ | | |
| | いずれの型の単位数を算定するかを判断する際は、まず、身体介護に要する一般的な時間や内容 | | | |
| | からみて、身体介護を構成する個々の行為を ア 比較的手間のかからない体位交換、移動介助、移乗介助、起床介助(寝床から起こす介助)、就寝 | | | |
| | 介助(寝末に寝かす介助)等の「動作介護」 | | | |
| | イ ある程度手間のかかる排泄介助、部分清式、部分浴介助、整容介助、更衣介助等の「身の回り介 | | | |
| | 護」 ウ さらに長い時間で手間のかかる食事介助、全身清拭、全身浴介助等の「生活介護」 | | | |
| | に大きく分類することとし、その上で、次の考え方を基本に、訪問介護事業者は、居宅サービス計 | | | |
| | 画作が時点において、利用者が選択した居宅介護支援事業者と十分連携を図りながら、利用者の | | | |
| | 心身の状況、意向等を踏まえ、適切な型が適用されるよう留意するとともに、訪問介護計画の作成 の際こ、利用者又はその家族等への説明を十分に行い、その同意の上、いずれの型かを確定する | | | |
| | ものです。 | | | |
| | 〔身体介護中心型の所定単位数が算定される場合〕 | | | |
| | ・ 専ら身体介護を行う場合・ 主として「生活介護」や「身の回り介護」を行うとともに、これに関連して若干の生活援助を行う | | | |
| | ・ 主として主治(1度)や1月の四の1度で行うとともに、これに実建して右十の主治療がで行う場合 | | | |
| | (例) 簡単な調理の後(5分程度)、食事介助を行う(50分程度)場合(所要時間30分以上1時間未満 | | | |
| 1 | の身体介護中心型) | | | 1 |

| 項目 | 自己点検のポイント | 点 検 | 根拠法令 | 確認書類 |
|----------------|---|------------------|-------------------------|------|
| | (生活類)中心型の所定単位数が算定される場合) | | | |
| | ・ 専ら生活援助を行う場合 ・ 生活援助に伴い若干の「動作介護」を行う場合 | | | |
| | (例) 利用者の居室から居間までの移動介助を行った後(5分程度)、居室の掃除(35分程度)を行 | | | |
| | う場合(所要・制20分以上45分未満の生活類)中心型) | | | |
| | なお、訪問介護の内容が単なる本人の安否確認や健康チェックであり、それに伴い若干の身体介 護又は生活援助を行う場合には、訪問介護費は算定できません。 | | | |
| 55 | 利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後给未並びに利用 | はい・いいえ | 平 12 厚告 19 別表 1 の注 2 | |
| 身体介護 | 者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助で、1人の利用者に対していません。 | | 平12老企36 | |
| | して訪問介護員等が1対1で行う訪問介護を行った場合に所定単位数を算定していますか。 ※ 具体例としては、例えば、「食事介助の場合には、食事類のための介助のみならず、そのための一連の行為(例 声かけ・説明・訪問) | *#吕华白自介壬冲 | 第二の 2(1) 平 12 老企 36 | |
| | 等→利用者の手はき、エプロンがけ等の準備→食事姿勢の確呆→配膳→おかずをきざむ、つぶす等→摂食が助→食後安樂な姿勢に戻すー | 気分の確認→食べ | 第二の 2(1) | |
| | □ こぼしの処理→エブロン・タオルなどの後始末・下膳など)が該当するものであり、具体的な運用こ当たっては、利用者の自立支援こ賞する の実態を踏まえた取扱いとしてください。(具体的な取扱いは「訪問い護こおけるサービス行為ごとの区分等について」(平成 12 年3月 1 | | | |
| | (H30.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3. | - MI-AIRHAANN | 平12老企36 | |
| | ※「利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門がな援助とは、利用者の日常生活動作能力などの向上のた 生活動作を見守りながら行う手助けや介助に合わせて行う専門がな相談加震をいいます。 | のに利用者の日常 | 第二の 2(1) | |
| | V/ 本人人元末 Tot/人の始元末 1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1- | =##±=_ ± | 平 12 老企 36 | |
| | ※ 社会副士及び介護副士法の規定に基づく、自らの事業又はその一環として、たんの収引等(口腔内の喀郊駅)、 帰空内の喀郊駅 に 喀郊駅 に 胃ろう又は腸ろうによる経営栄養又は経過経営栄養をいう。以下同じ。)の業務を行うための登録を受けている事業所が、訪問 | | 第二の 2(1) | |
| | の呪いに係る報酬上の区分については「身体介護」として取り扱います。 | | | |
| | ※ 特別な事情こより、複数の利用者に対して行う場合は、1回の身体介護の所要時間を1回の利用者の人数で除した結果の利用者1人当た | りの所 要時間 が | 平 12 老企 36 第二の 2(1) | |
| | 「57 訪彤「護の所要特別の要特を満さすことが必要です。 | | | |
| 56 生活援助 | 単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族(以下「家族等」という。)と同居している利用者 であって、当な家族等の暗が、ハロデアの理由により、当然が開発又は当家家族等が家事を行うこと | はい・いいえ | 平 12 厚告 19 別表 1 の注 3 | |
| 土冶板圳 | であって、当該家族等の障がい、疾病等の理由により、当該外用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助(調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなけ | | | |
| | れば日常生活を営むのに支障が生ずる居宅要介護者に対して行われるもの)が中心である訪問介 | | | |
| | 護を行った場合に所定単位数を算定していますか。 ※「生活類加とは、身体介護以外の試能介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助とされましたが、次のような行為は生活類 | hoto-etat | 平12 老企36 | |
| | ※1生活類別とは、身利で製みの制度であって、掃除、光雀、神聖などの日常生活が規則とされましたが、次のような行為は生活類にいって留意してください。 | とうない これの | 第二の 2(1) | |
| | 【一般的こ介護保険の生活舞りの範囲に含まれないと考えられる事例】 | | 「指定訪問介護事 業所の事業運営 | |
| | ① 商品の販売や農作業等生業の援助的な行為 ②「直接本人の援助に該当しない行為 | | の取扱等について」(平12 老振 | |
| | ア 主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当と判断される行為 | | 76) | |
| | ・利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し | | | |
| | ・ 主として利用者が使用する居室等以外の掃除 ・ 来客の応接(お茶、食事の手配等) | | | |
| | ・自家用車の洗車・清掃等 | | | |
| | ③「日常生活の援助に該当しない行為 | | | |
| | ア 訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為 ・ 草むしり | | | |
| | ・ 花木の水やり | | | |
| | ・ 犬の散歩等ペットの世話 等 | | | |
| | イ 日常的に行われる家事の範囲を超える行為 ・ 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え | | | |
| | ・ 大帚糸 窓のガラス磨き、床のワックスがけ | | | |
| | ・室内外家屋の修理、ペンキ塗り | | | |
| | ・ 植木の剪定等の園芸 ・ 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理等 | | | |
| 57 | 居宅サービス計画に生活援助中心型の算定理由その他やむを得ない事情の内容について記載す | はい・いいえ | 平 12 老企 36 | |
| 生活援助中 | るとともに、生活全般の解決すべき課題に対応して、その解決に必要であって最適なサービスの内容はそのするは問題できませんでは、これでは、 | | 第二の 2(6) | |
| 心型の単位 を算定する | 容とその方針が明確に記載されている場合に「生活援助中心型」の訪問介護を算定していますか。 (*********************************** | 日本からはない。 | 平 12 老企 36 | |
| 場合 | を行うことが困難な場合」とされましたが、これは、障がい、疾病のほか、障がい、疾病がない場合であっても、同様のやむを得ない事 | | 第二の 2(6) | |
| 58 | 難ぶ場合も含みます。 身体介護と生活援助が混在する場合、身体介護に生活援助を加算する方式で算定していますか。 | はい・いいえ | 平 12 厚告 19 | |
| 身体介護と | 3年7日2011年7日20日11日11日20日11日11日11日11日11日11日11日11日11日11日11日11日11 | | 別表1の注5 | |
| 生活援助の | 居宅サービス計画や訪問介護・TIMOが成に当たって、適切なアセスメントにより、あらかじめ具体 | はい・いいえ | 平 12 老企 36 第二の 2(3) | |
| 混在 | 的なサービス内容を「身体介護」と「生活援助に区分して、それに要する標準的な時間に基づき、「身 体介護」と「生活援助」を組み合わせて算定していますか。 | | カーツム(3) | |
| <u> </u> | 予1元に、上7日を子1つでは、日1つに、子2つ、ことでは、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これに | | | |

| 項目 | 自己点検のポイント | 点 検 | 根拠法令 | 確認書類 |
|-------------------------|--|---------------------|--|------|
| | ※ 身体介護中心型の単近数に生活類が、20分以上で66単位、45分以上で132単位、70分以上で198単位を加算する方式となりますがの全体時間のうち「身体介護人び「生活類力の所要時間に基づき半断するため、実際のサービス提供は身体介護中心型の後に引き続き生う場合に限らず、例には、生活類力が後に引き続き身本介護を行ってもかまいません。 (例 寝たきりの利用者の体位変換を行いながら、ペッドを整え、体を支えながら水差しで水分補給を行い、安架な姿勢をとってもらった後う場合 | 活援助中心型を行 | 平 12 老企 36 第二の 2(3) | |
| | (具体が3項扱い) 「身体が3項扱い) 「身体が3度に該当する行為がどの程度含まれるかを基準に次のいずれかの組み合わせを算定 ア 身体が3度中心型20分以上30分末満(249単位) +生活鶏加(第45分(132単位) イ 身体が3度や心型30分以上1時間末満(395単位) +生活鶏加(第20分(66単位) | | | |
| | ※ 20分末満の身体介護に引き続き生活競技を行う場合は、引き続き行われる生活競技の単位数の加算を行うことはできません(緊急時定する場合を除く。)。 | 訪問介護加算を算 | 平 12 老企 36 第二の 2(3) | |
| 59 介護予防訪 | 利用者に対して、 <u>介護予店が別介護相当サービス</u> を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定していますか。 | はい・いいえ | 実施要綱 第6第1項第1 号 | |
| 問介護相当 サービス費 の支給区分 | ※ <u>介護予防門介護自当サービス費</u> (1月につき) ア <u>介護予防刑部(護相当サービス費</u> (1) 1,172単位 介護予防サービス計画において1週こ1回程度の <u>介護予防制部介護相当サービス</u> が必要とされた利用者に対して <u>介護予防制</u> の/護予防制 | サ <u>ービス</u> を行った | 平 18 厚告 127 別表 1 のイロハ注 1 | |
| | イ 介護羽虎虎郎 「護担サービス費(II) 2,342単位 介護羽虎虎郎 「護門ないて1週こ2回程度の <u>介護羽虎虎郎 「護担当サービス</u> が必要とされた利用者に対して <u>介護羽虎虎郎 「護門なけら、での、では、大きないでは、3,715単位</u> の「護野虎虎郎 「護担サービス(III) 3,715単位 介護羽虎かけービス計画 こおいて上記 (1に掲する回数の程度を超える介護羽虎虎郎 (7) 「護門などでとれた利用者(その要支援) 「憲法・保る「護野・衛帝会」こよる番音なび半定の基準第に関する省合(平成11年厚生省令第58号) 第2条第1項第2号 こ掲する区分である | 状態区分が要介護 | | |
| | して介護羽は間介護自当サービスを行った場合 | | | |
| 60 訪問介護の 所要時間 | ① 訪問介護の所要時間については、実際に行われた訪問介護の時間ではなく、訪問介護計画に位置付けられた内容の訪問介護を行うのに要する標準的な時間を所要時間として、所定単位数を算定していますか。 | はい・いいえ | 平12 厚告19 別表1の注1 平12 老企36 第二の2(4)① | |
| | ② 所要時間は、介護支援専門員やサービス提供責任者が行う適切なアセスメント及びマネジメントにより、利用者の意向や状態象に従い設定すべきものであることを踏まえ、訪問介護計画の作成時には硬直的な運用にならないよう十分に留意し、利用者にとって真に必要なサービスが必要に応じて提供されるよう配慮していますか。 | はい・いいえ | 平12老企36 第二の2(4)② | |
| | ③ 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に、指定訪問介護を実際に行った時間を記録させるとともに、当認時間が①により算出された指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間に比べ著しく短時間となっている状態が続く場合には、サービス提供責任者に、介護支援専門員と調整の上、訪問介護。一個の見直しを行わせていますか。 | <u>はい・いいえ</u> | 平12老企36 第二の2(4)③ | |
| | ※ 具体的には、介護権制の算定に当たっての時間区分を下回る状態例には、身体介護中心型において、標準的が時間は45分、実績は20 月以上継続する等、常態化している場合等が該当します。 |)分の場合)が1カ | | |
| | ④ 前回提供した訪問介護からおおむね2時間未満の間隔で訪問介護が行われた場合には、それぞれの所要時間を合算して算定していますか。(緊急時間的介護が算を算定する場合を除きます。) | はい・いいえ 該当なし | 平 12 老企 36 第二の 2(4)④ | |
| | ※ 訪問介護ま在宅の要介護者の生活パターンに合わせて提供されるべきであることから、単こ1回の最精調の訪問介護を複数回こ区分しではありません。 | て行うことは適切 | 平 12 老企 36 第二の 2(4)④ | |
| | ※ 以下の⑧については、上記の規定に関わらず、20分末満の身体介護中心型こついて、前回提供した訪問介護から2時間末満の間隔で提であり、所要時間を合算せずにそれぞれの所定単近数を算定するものとします。 | 供することが可能 | 平 12 老企 36 第二の 2(4)④ | |
| | ⑤ 所要時間が訪問介護費の算定要件を満たさない場合であっても、複数回にわたる訪問介護を一連のサービス行為とみなすことが可能な場合に限り、それぞれの訪問介護の所要時間を合計して 1回の訪問介護として算定していますか。 | はい・いいえ 該当なし | 平 12 老企 36 第二の 2(4)⑤ | |
| | ※ 例えば、午前に訪問が護員等が診察券を窓口に提出し「所要特別20分末満、昼ご運治で助を行い、午後に薬を受け取りに行く「所要特別場合には、それぞれの所要時間は20分末満であるため、それぞれを生活類が所要特別20分以上45分末満として算定できませんが、一(通常分助)とみなして所要時間を合計し、1回の訪問が護(身体が護中心型こうに統定生活類がを行う場合)として算定できます。 | | 平12 老企36 第二の2(4)⑤ | |
| | ⑥ 訪問介護計画に位置付けられた訪問介護の内容が、単なる本人の安否確認や健康チェックであり、それに伴い若干の身体介護又は生活援助を行う場合には、訪問介護費は算定できませんが、 算定していませんか。 | い な い・い る 該 当 なし | 平 12 老企 36 第二の 2(4)⑥ | |
| | ⑦ 1人の利用者に対して複数の訪問介護員等が交代して訪問介護を行った場合も、1回の訪問介護 としてその合計の所要時間に応じた所要単位を算定していますか。 | はい・いいえ 該当なし | 平 12 老企 36 第二の 2(4)⑦ | |
| | ※ 訪問介護買等ごとに複数回の訪問介護として算定することはできません。 | | 平 12 老企 36 第二の 2(4)⑦ | |
| | ⑧ 次のアからオのいずれにも該当する場合に、頻回の訪問介護(前回提供した訪問介護からおおむね2時間の間隔を空けずにサービスを提供するもの)を算定していますか。ア 利用者が次のいずれかに該当すること。a 要介護1又は要介護2の利用者であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする ま変形をひまる。 | はい・いいえ 該当なし | 平12 厚告19 別表1の注2 平12 老企36 第二の2(5)① | |
| | 認知症のもの ※「周囲の者こよる日常生活こ対する注意を必要とする認知症のもの」とは、日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する利用者を | 指します。 | | |
| | b 要介護3、要介護4及び要介護5の利用者であって、「「障害老人の日常生活自立度(寝たきり度) 判定基準」の活用について」(平成3年 11 月 18 日老健 102-2 号厚生省大臣官房老人保健福止 部長通知)におけるランクB以上に該当するもの | | | |

| 項目 | 自己点検のポイント 点検 | 根拠法令 | 確認書類 |
|-----------------------------|---|-----------------------------|------|
| | ※ 当該自立度の取扱いについては、「「該加店部・6の日常生活自立度判定基準」の活用こついて」(平成5年10月26日老銭第135号厚生省老人保護部上 局長郵助に規定する「該加店部・6の日常生活自立度(以下日常生活自立度)という。)の取扱いに準します。 | | |
| | イ アの要件を満たす利用者を担当する介護支援専門員が開催するサービス担当者会議において、 1週間のうち5日以上、頻回の訪問を含む20分未満の身体介護の提供が必要と判断されたもの に対して提供される訪問介護であること。 | | |
| | ※ この場合、 当家サービス担当者会議 こついては、 当家 加引 では、 当家 加引 では、 当家 加引 でいなければなりません。 なお、 1週間のうち5日以上の日の計算に当たっては、日中の時間帯のサービスのみに限うず、 夜間、 深夜及び 早朝の時間帯のサービスも含めて差し支えありません。 | | |
| | ウ 24時間体制で、利用者又はその家族等から電話等による連絡に常時対応できる体制にあること。 ※ 利用者又はその家族等からの連絡に対応する職員、営業制制においては当然業所の職員が以上通過されていなければなりませんが、当然機員が | | |
| | 利用者からの連絡に対応できる体制を確保している場合は、利用者に説的「護を提供することも差し支えありません。 | | |
| | ※ 営業制設外の時間開こついては、併設する事業所等の職員又は自宅持機中の当該規助で議事業所の職員であって差し支えありません。 エ 次のいずれかに該当すること。 | | |
| | a 定期巡回・随時が応型が問う護看護事業所と一体的に運営していること。 | | |
| | b 定期巡回・随事が応型が問うに受力を指定を併せて受ける計画を策定していること。 | | |
| | ※ 要介護1又は要介護2の利用者に対して提供する場合は、定期処可・随時が応型が引き着の実施を持ち、である。 | | |
| | オ ウ及びエの事項こついては届出を要し、毎月 15 日以前の届出の場合は翌月から、16 日以降の場合は翌々月から算定を開始するものです。 | | |
| | ※ 20分未満の身体/護中心型こついては、下限となる所要増修定めてはいませんが、本時間区分により提供されるサービスについては、排泄/助、体位交換、服薬/助、起末/助、就寝/助/等といった利用者の生活ことって定期的こ必要な短背間の身体/護を想定しており、訪問/)護の内容が単なる本人の安否確認や健康チェックであり、それに伴い若干の身体/護を行う場合には、算定できません。 | 平 12 老企 36 第二の 2(5)② | |
| | ※ いずれの時間開こおいても20分末満の身体介護中心型の単位を算定する場合、引き続き生活環功を行うことは認められない(緊急・電間介護的算を算定する場合を除きます。)ことに留意してください。 | | |
| | ※ 上記8により、頻回の訪問を含む20分末満の身体介護中心型の単位を算定した月における 生孫川者に係る1月当たりの訪問介護費は、指定地感差型サービスに要する費用の額の算定に関するする基準(平成 18 年早労働給告示第 126 号の定期処回・随事が応型訪問介護看護費のイ(1) (訪問看護を行わない場合)のうち 生孫川君の要介護が恵区分に応じた所定単位数を限度として算定できるものです。 | 平12老企36 第二の2(5)③ | |
| | 頻回の説問の要件を満たす事業所の利用者であっても、当該月において頻回の説問を含まない場合は、当該規定上限を適用しません。 頻回の説問として提供する20分未満の身体が護中心型の単位を算定する場合は、当該サービス提供が「頻回の説問」にあたるものであることについて、居宅 サービス計画において、明確に位置付けられていることを要します。 | | |
| 1 院 等東 降 助 | 利用者の通院等のため、訪問介護員等が、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うと は い・い いぇ ともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助(以下「通院等乗降介助」という。)を行った場合に 1 回につき所定単位数を算定していますか。 | 平12 厚告19 別表1の注4 | |
| | ※「通売等乗給が助を行う場合には、「身体が護中心型」の所定単位数は算定することはできません。算定に当たっては、道路重送去等他の法令等に抵触しないよう留意してください。なお、務当方為そのものすなわち運動時間中は当物が定単位数の算さり様ではなく、務当に係る経費(運賃)は、評価しません。 | 平 12 老企 36 第二の 2(7)① | |
| | ※ 片道ごとの算定となります。よって、乗車と降車のそれぞれについて区分して算定することはできません。 | 平 12 老企 36 第二の 2(7)② | |
| | ※ 複数の要介護者に「通宗等剰給か助を行った場合は、剰争時に1人の利用者に対して1対1で介助を行う場合に限りそれぞれ算定できます。なお、効率的なサービス提供の観点から核労時間を極い化してください。 | 平 12 老企 36 第二の 2(7)③ | |
| | ※ 利用目的こついて、「通売のため」とは、「身体介護中心型」としての通売外出介助と同じものです。 | 平 12 老企 36 第二の 2(7)④ | |
| | ※ サービス行為こついて、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」、「乗車前店しくは降車後の屋が外における種類所の介助」及び「運売店しくは 外出先での受診等の手続き、種類所の介助とは、それぞれ具体的こ介助する行為を要します。 例えば、利用者の日常生活動作能力などの向上のために、種類時、転倒しないように側こついて歩き、介護は必要時だけで、事故がないように常こ見守 る場合は算定が像となりますが、乗4等に車両内から見守るのみでは算定が像となりません。 また、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助に加えて、「乗車前店しくは降車後の屋内外における種類等の介助を行うか、又は、「運売店とく は外出先での受診等の手続き、種類等の介助を行う場合に算定対像となるものであり、これらの種類等の介助又は受護等の手続きを行わない場合には算定 対像となりません。 | 平12 老企36 第二の2(7)⑤ | |
| | ※「選売等乗給が加は、「自らの運动る事時への乗車又は降車の介助」、「乗車前店しくは降車後の屋内外における移動等の介助力及び「運売芸さしくは外出 先での発達の手続き、移糞等の介助を一連のサービス行為として含むものであり、それぞれの行為こよって細かく区分し、「運売等乗降介助」又は「身体 介護中心型」として算定できません。 例はは、運売等に伴いてれに関連して行われる。居室内での「声かけ・説明・「目的地(研売等)に行くための準備」や運売さの「院内の移動等の介助」は、 「運売等乗給付助」に含まれるものであり、別に「身体が護中心型」として算定できません。 なお、1人の利用者に対して複数の試問が護興等が交代して「運売等乗給介助」を行った場合も、1回の「運売等乗給介助」として算定し、試問が護興等ごと に細かく区分して算定できません。 | 平 12 老企 36 第二の 2(7)⑥ | |
| | ▼ 下記させて示された。 | 平 12 老企 36 第二の 2(7)⑦ | |
| | ※「通売等剰給が助の単位を算定するに当たっては、適切なアセスメントを通じて、生活全般の解決すべき課題に対応した様々なサービス内容の1つとして、総合的が課題の一環としてあらかじめ居宅サービス計画に位置付けられている必要があり、居宅サービス計画において、ア 通売等に必要であること、その他車両への剰給が必要な理由 イ 利用者の心身の状況から剰率的の介地行為を要すると判断した者 ウ 総合的が課題の一環として、解決すべき課題に応じた他の援助と均衡していること を明確に記載する必要があります。 | \$=W2(1)₩ | |

| 項目 | 自己点検のポイント 点検 | 根拠法令 | 確認書類 |
|---|--|--|------|
| | ※目的地が複数あって居宅が始点又は終点となる場合には、目的地(病院等)間の移送や、適所サービス・短期入所サービスの事業所から目的地(病院等)への移送 に係る乗給が助に関しても、同一の記問が護事業所が行うことを条件にすることができます。 なお、この場合、適所サービスについては、利用者宅と事業所との間の送迎を行わない場合の消算(以下の具体がな取扱いにおいて「送迎病算」という。)が適用 となり、短期入所サービスについては、利用者に対して送迎を行う場合の加算を算定できません。 | | |
| | 〔具体が、取扱い〕 居む、始点、又は終点であること及び同一の訪問介護事業所の通常等理象が助を利用することを条件に算定します。具体例は以下のとおりです。 | | |
| | a利用者が運所介護の終了後、運送等乗峰介助を利用して病院へ行き、その後再び運送等乗給介助を利用して居宅へ帰る場合 運所介護事業形と病院の間の移送及が病院と居宅の間の移送の2回こついて、運送等乗給介助を算定できます。 ・居宅 | | |
| | ・通所/護事業所 ※帰りの送座行わないため送品(噂を適用 | | |
| | → 通売等乗降介助(1回目) ・ | | |
| | b. 利用者が通常乗給が助を利用して居宅から病院へ行き、その後再び通常乗給が助を利用して通所が護事業所へ行く場合 居宅と病院の間の移送及び病院と適所が護事業所の間の移送の2回こついて、通常無乗給が成立できます。 ・ 居宅 | | |
| | → 通売等乗率介助(1回目) ・病売 → 通売等乗率介助(2回目) | | |
| | ・適所(護事業所 ※行きの送班を行わないため送班(噂を適用 ・居宅 | | |
| | c. 利用者が居宅から通売等乗降介助を利用して複数(2か所の病院へ行き、その後再び通売等乗降介助を利用して居宅へ帰る場合 居宅と病院の間の移送、病院と病院の間の移送及び病院と居宅の間の移送の3回こついて、通売等乗降介助を算定できます。 | | |
| | · 唐宅 | | |
| | ·病院 | 平 12 老企 36 | |
| | ※「通常等乗給「地」と「身体「護中心型」の区分 要介護4又は要介護5の利用者に対して、通常等乗給「助の前後ご勝伽」で相当の所要時間(20~30分程度以上)を要しかつ手間のかかる身体介護を行う 場合には、その所要時間ごねこた「身体「護中心型」の所定単位数を算定できます(運転間は算定できません)。 下記のような場合には、「通常等乗給「助は算定できません。 (例)(集庫の介助の前ご勝伽」で)第にきりの利用者の更な介助や排泄「街をした後、ベッドから車、「すへ移乗介助し、車、「すを押して自動庫へ移動が助す | 第二の 2(8) | |
| | る場合。 ※「運給乗業介助」と適所サービス・短期入所サービスの「送血の区分 適所サービス又は短期入所サービスにおいて利用者の居宅と当該事業所との間の送血を行う場合は、当該利用者の心身の状況こより当該事業所の送血車を利用することができないなど特別の事前がない限力、短期入所サービスの送助・順を算定することとし(通所サービスは基本単位に包括)、「通常等乗業介助」は算定できません。 | 平 12 老企 36 第二の 2(9) | |
| 62 指定説問介 護事業所と 同一の敷地 内若しくは 隣接する敷 | (1) 訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは訪問 介護事業所と同一の建物(以下「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者(指定訪問介護事業 所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)又は訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対して、指定訪問介護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定していますか。 | 平12 厚告19 別表1の注11 平18 厚労告 127 別表1の注 3 | |
| 地内の建物 若しくは指 定訪問介護 | (2) 指定がおります。はいいいえ 建物に居住する利用者に対して、指定がおりである。 の85に相当する単位数を算定してますか。 | | |
| 事業所と同一の建物等に居住する利用者に対する取扱い | ①「 <u>同一敷地内建物等</u> 」とは、当該指定訪問介護事業所と構造上又は外形上、一体的な <u>建築物</u> 及び同一敷地内並びに隣接する敷地(当該が問介護事業所と <u>建築物</u> が道路等を挟んで設置している場合を含む。)にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものです。 具体的には、一体的な建築物として、当該建物の1階部分に訪問介護事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下でつながっている場合など、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物とし | 平12老企36 第二の2(15)① | |
| | て、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当します。 ②「訪問介護事業所における利用者が同一建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除 <u>く。</u>)」とは、①に該当するもの以外の建築物を指すものであり、当該建築物に当該訪問介護事業所 の利用者が20人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接 する建物の利用者数を合算するものではありません。 | 平 12 老企 36 第二の 2(15)② イ | |
| | この場合の「利用者数」は、1月間(暦月)の利用者数の平均を用います。 この場合、「1月間の利用者の数の平均」は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する 利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とします。 この「平均用者数の算定」に当たっては、少数点以下を切り捨てるものとします。 | 平12老企36 第二の2(15)② ロ | |
| | また、当該指定訪問介護事業所が、介護予院が問介護相当サービスと一体的な運営をしている場合、介護予院が問介護相当サービスの利用者を含めて計算すること。 | | |

| 項目 | 自 己 点 検 の ポ イ ント | 点 検 | 根拠法令 | 確認書類 |
|---------------|---|---|--------------------------|------|
| | ※ 当該規算は、説問介護事業所と <u>連挙物</u> の位置関係により、効策的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨であること | に鑑み、本減算の適 | 平 12 老企 36 第二の 2(15)③ | |
| | 用こついては、位置関係のみをもって判断することがないよう留意する必要があります。 具体的こは、次のような場合を一例として、サービス提供の効率化こつながらない場合には、減算を適用すべきではないとされている | ŧ₫. | 7,5 | |
| | (同一敷地大建物第二該当しないものの例) ・同一敷地であっても、広大な敷地こ複数の建物が点在する場合 | | | |
| | ・ 隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合 | | | |
| | ※ ①及び2のいずれの場合においても、同一の建物については、当該建物の管理、運営去人が当落用り、護事業者の | 全異なる場合であっ | 平12老企36 | |
| | ても談当するものです。 (同一敷地内建物第2 50 人以上居住する建物の定義) | | 第二の 2(15)④ | |
| | 4 同一敷地内建物等のうち、当刻一敷地内建物等における当数旨語が問題事業所の利用者が 50 人以上居住する建物の利用者全員です。 | に適用されるもの | 平 12 老企 36 第二の 2(15)⑤ | |
| | □ この場合の利用者数は、1月間(暦月)の利用者数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月における1日ごとの記 | | <u> </u> | |
| | する利用者の合きを、当該月の日数で除して得た値とする。この平均用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとします | | 亚12 原件 10 | |
| 63 2人の訪問 | 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の訪問介護員等が1人の利用者に対して訪問介護を行ったときは、所定単位数の100分の200に相当する単位数を算定してい | はい・いいえ 該 当 なし | 平 12 厚告 19 別表 1 の注 7 | |
| 介護員等に | 省に対して副門では、かに上上の数の100万の200に旧当する手位数と昇足していますか。 | | | |
| よる訪問介 | 〔厚生労働大臣が定める要件〕 | | 平 27 厚労告 94 第三号 | |
| 護の取扱い | 2人の訪問介護員等がサービスを行うことについて、利用者またはその家族等の同意を得ている #^^ ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** * | | 寿二ち | |
| 等 | 場合であって、次のいずれかに該当するとき。 ア 利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合 | | | |
| | イ暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 | | | |
| | ウ その他利用者の状況等から判断して、ア又はイに準ずると認められる場合 | | | |
| | ※ 上記アの場合としては、体重が重、利用者こ入浴が時の重1渡を内容とする証的1渡を掲出する場合等が該当し、ウの場合としては | は、例えば、エレベー | 平 12 老企 36 第二の 2(11) | |
| | ターのない建物の2階以上の居室から対す困難な利用者を外出させる場合等が認当するものです。 したがって、単こ安全確保のために深板の時間第こ2人の試問介護眞等によるサービス提供を行った場合は、利用者側の希望により | 川者や家族の同意 | | |
| | を得て行った場合を除き、算定されません。 | | | |
| | ※ なお、運売外出介的において、1人の評別で護等が車両に同乗して気分の確認など移送中の介護も含めた介護行為を行う場合には るもう1人の評別で護導等は別に「運売等乗降介助を算定することはできません。 | 、当須両を運动 | | |
| | るもファクルが可じ襲兵者よがして選売者を削りがを昇走することはできません。 ※ 居宅サービス計画上及び評別・護・画上に、その理由(必要性)が記載されている場合のみ算定できます。 | | | |
| 64 | 夜間(午後6時~午後10時)又は早朝(午前6時~午前8時)に訪問介護を行った場合は、1回につき | はい・いいえ | 平 12 厚告 19 | |
| 04 早朝·夜間 | 例前、一後の時で一後10時/又は手朝、一前の時/で一前の時/に訪問/「腰を打り/ご場合は、「凹にりさ 所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 | 該当なし | 別表1の注8 | |
| 深夜の訪問 | | | | |
| 介護の取扱 | ++ 河市/ケダ10は ケジ/吐汗 | はい・いいえ | | |
| () | また、深夜(午後10時~午前6時)に訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の 50に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 | さい・いいえ 該当なし | | |
| | 301と作目する半世数とがに手世数に加昇しているすが。 ※ 居宅サービス計画上又は排削騰・画上、サービス開始較助物節の対象となる時間帯にある場合に算定します。 | 1 | 平12老企36 | |
| | なお、利用拷問が良時間こわたる場合に、加算の対象となる時間帯におけるサービス提供特間が全体のサービス提供特間こ占める害場合においては、 当効の質は算定できません。 | 恰がごくわずかな | 第二の 2(12) | |
| 65 | 特定事業所が算を算定している事業所は以下について点検してください。 | | 平 12 厚告 19 | |
| 特定事業所 | | は い・い い え 該 当 なし | 別表1の注9 | |
| 加算 | ① 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た訪問介護事業所が、 利用者に対し、訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単 | EX 3 .4 O | | |
| | 付数を所定単位数に加算していますか。 | | | |
| | (1)特定事業所の頃(I) 所定単位数の 100 分の 20 相当の単位数 | | | |
| | (2)特定事業所加算(Ⅱ) 所定単位数の 100分の 10 相当の単位数 | | | |
| | (3)特定事業所加算(Ⅲ) 所定単位数の 100 分の 10 相当の単位数 | | | |
| | (4)特定事業所順(IV) 所定単位数の 100 分の 5 相当の単位数 | | | |
| | (5)特定事業所の頃(V) 所定単位数の100分の3相当の単位数 | | | |
| | ② 特定事業所が頃(I)をが算する場合には、体制要件(イ、ハ~へ)、人材要件(イ及び口)、重度要介 | はい・いいえ | 平 27 厚労告 95 | |
| | 護者等対応要件(イ)のいずれにも適合していますか。 | | 第三号イ | |
| | ③ 特定事業所加算(Ⅱ)を加算する場合には、体制要件(イ、ハ~ヘ)、人材要件(イ又はロ)のいずれ | はい・いいえ | 平 27 厚労告 95 第三号口 | |
| | にも適合していますか。 ④ 特定事業所加算(Ⅲ)を加算する場合には、体制要件(イ、ハ~へ)、重度要介護者等対応要件(イ) | はい・いいえ | 平 27 厚労告 95 | |
| | おんごうまが加算く回びを加算する場合には、体制安任(て、ハッグ、国文安/1661号が加安任(T) のいずれにも適合していますか。 | | 第三号八 | |
| | ⑤ 特定事業所加算(IV)を加算する場合には、体制要件(ロ~へ)、人材要件(ハ)、重度要介護者等対 | はい・いいえ | 平 27 厚労告 95 | |
| | 応要件(ロ)のいずれにも適合していますか。 | H 1 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 | 第三号二 | |
| | ⑥ 特定事業所加算(V)を加算する場合には、体制要件(イ、ハ〜ヘ)、人材要件(二)のいずれにも適合していますか。 | はい・いいえ | 平 27 厚労告 95 第三号ホ | |
| | 「厚生労働大臣が定める基準及びその各要件の取扱い〕 | | | |
| | | | | |
| | ●体制要件(イ~へ) ✓ 今ての言切りが養品学/多数研り言切りが養品学を含む、いて同じ、いて対し言切りを養品学でとしては、 | はい・いいえ | 平 27 厚労告 95 | |
| | イ 全ての訪問介護員等(登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ。)に対し、訪問介護員等ごとに研修。「個を作成し、当続計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定してい | 100 V V V V | 第三号イ(1) | |
| | stable | | | |
| | 全てのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従 | はい・いいえ | 平 27 厚労告 95 | |
| | い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していますか。 | V. V. /L | 第三号二(2) | |
| | | | I | I |

| 項目 | 自己点検のポイント | 点 検 | 根拠法令 | 確認書類 |
|----|---|--|-------------------------------|------|
| | ※「訪問介護事等ごとに研修・個を作成」又は「サービス提供責任者ごとに研修・個を作成」については、当該事業所におけるサービス従ための研修を含の全体像と当然所実施のための難務体制の確保を定めるとともに、訪問介護事等又はサービス提供責任者について個別標、内容、研練相切、実施期時を定めた計画を策定しなければなりません。 | | 平12 老企36 第二の2(13)① イ | |
| | ハ 利用者に関する情報、サービス提供に当たっての留意事項の伝達又は訪問介護員等の技術指導 を目的とした会議を定期的に開催していますか。 | はい・いいえ | 平 27 厚労告 95 第三号イ(2)(一) | |
| | ※ この場合の「会議」とは、サービス提供責任者が主宰」、登録ヘルパーも含めて、当該簿等所においてサービス提供こ当たる討問介護員するものでなければなりません。 なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催えありません。 会議の開催状況こついては、その概要を記録しなければなりません。 なお、「定期的」とは、おおむね1月に1回以上開催されている必要があります。 また、会議は、デレビ警告選話等(リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。)を活用して行うことができるの際、個人情報深接委員会・厚生労働省「図療・介護規算等業者における個人情報の適かな取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療・行き関係を関係」という。 | 討ることで差し支 | 平 12 老企 36 第二の 2(13)① ロ | |
| | 二 訪問介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供こ当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する訪問介護員等から適宜報告を受けていますか。 | はい・いいえ | 第三号(2)(二) | |
| | ※「当家利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項とは、少なくとも、次に掲する事項こついて、その変化の動向を含めなりません。 利用者のADLや意欲 利用者の主な語えやサービス提供すの特別の要望 - 家族を含む環境 ・ 前回のサービス提供時の状況 ・ その他サービス提供時の状況 ・ その他サービス提供時の状況を除く事項こついては、変更があった場合に記載することで足りるものとし、1日のうち、同同・の利用者に複数値が対する場合であって、利用者の体調の急変等、特別の事情がないときは、当家利用者に係る文書等の指示及び報告を留給することも是し支えないものとします。 また、サービス提供責任者の事務へ不由時のサービス提供に係る文書等による指示及びサービス提供権の報告については、サービ前に一括告示を行い、適宜事後、報告を図るとともに、利用者の体調の急変等の際の対応のためサービス提供権の状況常については、間での引き継ぎを行う等、適別の対応を図るとともに、利用者の体調の急変等の際の対応のためサービス提供権の状況常については、間での引き継ぎを行う等、適別の対応を図るとともに、利用者の体調の急変等の際の対応のためサービス提供責任者との連絡体制を適さい。 | の訪問介護員等が サービス提供後の ごス提供責任者が事 よ、訪問介護員等の | 平 12 老企 36 第二の 2(13)① ハ | |
| | ※「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAX、メール等こよることも可能です。 | | | |
| | ※ 訪問介護員等から適宜受けるサービス提供終了後の報告が容こついて、サービス提供責任者は、文書(電磁学記録を含む。)にて記録をりません。 | | | |
| | ホ 当該事業所の全ての訪問介護員等に対し、健康3巻管を定期的に開催していますか。 | はい・いいえ | 第三号イ(3) | |
| | ※ 労働安全管法はより定期に実施することが襲務付けられた「常特使用する労働者」に該当しない。説明が護員等も含めて、少なくとも1 事業主の費用負担こより実施しなければなりません。 新たに加算を算定しようとする場合にあっては、少なくとも1年以内に当効連集独信が実施されることが信値されていることをもっ ます。 | | 平12 老企36 第二の2(13)① 二 | |
| | へ 緊急時等における対応方法が利用者に明示されていますか。 | はい・いいえ | 平 27 厚労告 95 第三号イ(4) | |
| | ※「明元については、 | 御を行うものとし | 平 12 老企 36 第二の 2(13)① ホ | |
| | ● 人材要件(イ〜二) イ 当該事業所の訪問介護員等の総数のうち介護福祉上の占める割合が100分の30以上又は介護福祉、実務者研修修了者並びに旧介護職員基礎所修課程修了者及び旧1級課程修了者の占める割合が100分の50以上となっていますか。 | はい・いいえ | 平 27 厚労告 95 第三号イ(5) | |
| | ※ 前年度(3月を除く)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの美橋の平均こついて、常難投算方法により算出した数を用いて算出す ただし、生活銀が従事者研修を了者については、0.5 を乗じて算出するものとします。 なお、介護協計と又は実勢者研修を了者、旧合護職員基礎研修課金を含むくは、日本の前月の末日時点で資格を研修の課金を修了している者とします。 また、看要時の資格を有している者こついては、旧1級課金の全科目を免除することが可能とされていたことから、旧1級課金の子名ありません。 | 取得している又は | 平12 老企36 第二の2(13)② イ | |
| | ※ 前年度の実績が6月に満たない事業所新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、前年度の実績による加算の届 | 出まできません。 | 平 12 老企 36 第二の 2(13)④ イ | |
| | ※ 前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直63月間の職員の割合につき、毎月継がは しなければなりません。また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに体制届 なりません。 | を提出しなければ | 平 12 老企 36 第二の 2(13)④ ロ | |
| | □ 当該事業所の全てのサービス提供責任者が3年以上の実務3額を有する介護部仕又は5年以上の実務3額を有する実務者研修修了者若しくは旧介護能員基礎研修課程修了者若しくは旧1級 - 課程修了者となっていますか。ただし、1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所においては、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置していますか。 | はい・いいえ | 第三号(6) | |
| | ※「実務33歳は、サービス提供責任者としての従事期間ではなく、在宅や施設を問わず介護に関する業務に従事した期間をいうものでは 研修了前の従事期間も含めるものとします。 | あり、資格で得又は | 平 12 老企 36 第二の 2(13)② ロ | |
| | ※ なお、上記ただし書こついては、基準条例第6条第2項の規定により常勤のサービス提供責任者を2人配置することとされている事業項にだし書により常勤のサービス提供責任者を1人配置し、非常勤のサービス提供責任者を常識検算方法で必要とされる最終配置することとになりますが、本要件を満たすためには、常勤のサービス提供責任者を2人以上配置しなければならないとしているものです。 | | | |
| | ハ 基準条列第 5 条第2項の規定により配置することとされている常勤のサービス提供責任者が2 | はい・いいえ | 平 27 厚労告 95 | |

| 項目 | 自 己 点 検 の ポ イント | 点 検 | 根拠法令 | 確認書類 |
|-------|---|---|------------------------------|---------|
| | 人以下の指定訪問介護事業所であって、同項の規定により配置することとされているサービス提 | | 第三号二(3) | |
| | 供責任者を常勤により配置し、かつ、同項に規定する基準を上回る数の常勤のサービス提供責任 | | | |
| | 者を1人以上配置していますか。 | | | |
| | なお、上記基準は、常勤のサービス提供責任者が2人以下の指定訪問介護事業所であって、基準 | | 平 12 老企 36 | |
| | により配置することとされている常勤のサービス提供責任者の数(サービス提供責任者の配置に | | 第二の 2(13)② | |
| | ついて、常勤換算方法を採用する事業所を除く。)を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人 | | | |
| | 以上配置しなければならないこととしているものである。 | | | |
| | ※ 看護時の資格を有する者については、旧1続顆型の全利目を発除することが可能とされていたことから、旧1続顆型修了者に含め、 | て差し支えありませ | | |
| | │ ん。 一 計画公議事業元の計画公議号等の必然のうナ 帯様告生料で与い上の老の上める割合が100人の | はい・いいえ | | |
| | 二 訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の 30以上であること。 | 18 01 01 72 | | |
| | ※ 勤新報要件は、次のとおりです。 | 1 | | |
| | a. 勤病干数とは、各月の前月の末日時点における勤病干数をいうものとします。具体的には、令和3年4月における勤病干数 | 7年以上の者とは、令和 | | |
| | 3年3月31日時点で勤修许数が7年以上である者をいいます。 | 75 1 01 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | | |
| | b. 勤続行数の算定に当たっては、当該薄業所における勤務行数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病 いてサービスを利用者に直接思供する職員として勤務した年数を含めることができるものとします。 | 院、社会倫仏施改寺にお | | |
| | c. 当続/問介護員等の割合こついては、前年度(3月を除く。)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均ご | ついて、常勤換算方法に | | |
| | より算出した数を用いて算出するものとします。 | | | |
| | ※ 前年度の実績が6月に満たない事業所新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、前年度の実績による加算の届 | 141ナできません | 平 12 老企 36 | |
| | ※ 前中及り入場がの月に向ごない事業が制にに事業と併めた、又は中井りに事業がでという。こういては、前中及り入場によるが呼かれ | maccate/w | 第二の 2(12)④ | |
| | ※前3月の実績こより届出を行った事業所については、届出を行った月以降こおいても、直近3月間の職績又は利用者の割拾こつき、毎月が出まればないません。 | 継続的に所定の割合を | イ 平 12 老企 36 | |
| | 維持しなければなりません。 また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに体制届を提出しなければなり。 | Jません。 | 第二の 2(12)④ | |
| | | | | |
| | ● 重度要介護者等 対応要件(イ~□) | | # OF FW # 0 = | |
| | イ 前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介 | はい・いいえ | 平 27 厚労告 95 第三号イ(7) | |
| | 護4又は要介護5である者、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められる | | 3331(7) | |
| | ことから介護を必要とする認知症である者並びに社会福止法及び介護福止法施行規則第1条各 | | | |
| | 号に掲げる行為(たんの吸引等)を必要とする者(当該事業所が社会福止土及び介護福止法利則第 | | | |
| | 20 条第 1 項の登録を受けている場合に限る。)の占める割合が100分の20以上となっていま | | | |
| | すか。 | はい・いいえ | 平 27 厚労告 95 | |
| | □ 前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介 第2、悪人業4又は悪人業に表するよう。 | 18 01 01 01 72 | 第三号二(4) | |
| | 護3、要介護4又は要介護5である者、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症である者並びに社会福祉上及び介護福祉上法施行規 | | | |
| | められることがら月霞を必要とする認知証である有业のに社会価値上次の月霞価値上次的別別 則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が100分の60以上となっていますか。 | | | |
| | | <u> </u> | 平 12 老企 36 | |
| | ※ 前年度(3月を除く)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均こついて、利用実人員又は訪問回数を用いて算出するも | らのとします。 | 第二の 2(13)③ | |
| | | | | |
| | ※ 前年度の実績が6月に満たない事業所新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、前年度の実績による加算の届 | 出まできません。 | 平 12 老企 36 第二の 2(13)④ | |
| | | | 1 | |
| | ※ 前3月の実績こより届出を行った事業所こついては、届出を行った月以降こおいても、直近3月間の利用者の割合につき、毎月継続 | | 平 12 老企 36 第二の 2(13)④ | |
| | 持しなければなりません。また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに体 ばなりません。 | 制届を提出しなけれ | я <u>_</u> 072(13)⊕ | |
| | | ### D.D. | 平12 老企36 | |
| | ※「日常生活こ対障を来すおそれのある症状苗しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症である者」とは、日常生活自立 はMに該当する利用者を指すものとします。 | 度のラング皿、IVX | 第二の 2(13)③ | |
| | | | 平12老企36 | |
| | ※「社会福止及び介護福止法が分別第1条各号に掲げる行為を必要とする者」とは、たんの吸り等に関わり略認好し、鼻腔内の略 し内の密認好し、胃ろう又は揚ろうによる経営栄養又は経異経営栄養的な行為を必要とする利用者を指すものとします。 | 別好に気管力ニュー | 第二の 2(13)③ | |
| | また、本要件に係る割合の計算において、たんの呢ろい行為を必要とする者を算入できる事業がは、社会部止し及び介護部止しおの | 規定を基づく、自ら | | |
| | の事業又はその一環としてたんの吸引等の業務を行うための登録を受けているものに限られます。 | | | |
| 66 | 共生型訪問介護を行った場合は、1 回につき所定単位数に次に掲げる率を乗じた単位数を算定し | はい・いいえ | 平12厚告19 | |
| | ていますか。 | <u>該 当 な し</u> | 別表 1 の注 10 | <u></u> |
| 共生型訪問 | ① 障害福川度の指定居宅介護事業所が、要介護高齢者に対し訪問介護を提供する場合 | | | |
| 介護を行う | ア介護部上、実務者研修修了者、介護職員初任者研修了者、旧介護職員基礎研修了者、旧訪 | <u>はい・いいえ</u> | 平12老企36 | |
| 場合 | 問介護員1級課程又は旧2級課程修了者及び居宅介護職員初任者研修課程修了者(相当する研修 | | <u>第二の 2(14)①</u> イ | |
| | 課程修了者を含む。)が訪問介護を提供する場合は、所定単位数を算定していますか。 | | _ | |
| | イ 障害者居宅介護従業者基礎刑修課程修了者(相当する研修課程修了者を含む。(改正前の介護保 | はい・いいえ | <u>平12 老企36</u> 第二の2(14)① | |
| | 険出航行規則第22条の23第1項に規定する3級課程修了者を含む。))、実務3額を有する者 | | <u>第二の2(14)①</u> □ | |
| | 及び旧外出介護研修修了者が訪問介護(旧外出介護研修修了者については、通院・外出介助(通 | | | |
| | 院等乗降介助を含む。)に限る。)を提供する場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位 | | | |
| | 数を算定していますか。 | <u> </u> | | |
| | ※ 実務3款を有する者 | | | |
| | 平成 18 年3月31 日において身体障害者居宅介護等事業 知的障害者居宅介護等事業又は児童居宅介護等事業に従事した経験を有す | る者であって、知事 | | |
| | から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けた者 | | | |
| | ※ 旧出冷護刑修了者 | | | |
| | 廃止前の視覚障害者外出介護が業者養城刑後、全身性障害者外出介護が業者養城刑修又は知的障害者外出介護が業者養城刑修署367年 修課程に相当するものとして知事が認める研修の課程を修了し、当該刑修の事業を行った者から当該刑修の課程を修了した旨の証明書 | | | |
| | ウ 重度が問う。このでは、大学のでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般 | はい・いいえ | 平 12 老企 36 | |
| | する場合(早朝・深夜帯や年末年始などにおいて、一時的に人材確保の観点から市町村がやむを | | 第二の 2(14)① | |
| | WELLING WINNESS TO THE CONTRACT OF THE WINNESS WINNESS AND LOCK | | <u>/\</u> | |

| 項目 | 自己点検のポイント | 点検 | 根拠法令 | 確認書類 |
|-----------------------|---|---|--------------------------|-------|
| グロ | 得ないと認める場合に限る。)は、所定単位数の100分の93に相当する単位数を算定していま | 灬 1大 | רן בתישנאוי | ᄣᄪᄱᄝᅑ |
| | 付えいに高めても場合に限る。これ、内に手回数の100万のチンに相当する手回数と昇足りでいる。 すか。 | | | |
| | ② 障害者福祉制度の指定重度訪問介護事業所が要介護高齢者に対して訪問介護を提供する場合 | はい・いいえ | 平12老企36 | |
| | は、所定単位数の100分の93に相当する単位数を算定していますか。 | | 第二の 2(14)② | |
| | ※ 障害者居名介護近僕者基礎所総無利修了者及び重覧が同う護従業者養成所総無利修了者等、①ア以外の者については、65 歳こ遠したに これらの研修無利修了者が関係する指定居主介護事業所又は指定重覧がが、運転業所において、指定居主介護又は指定重覧がかり渡を移 | | 平 12 老企 36 第二の 2(14)③ | |
| | これらの研修報酬の「名が関係」のでは自己のできます。またから、新規の要の議論者へのサービス提供することができます。またから、新規の要の議論者へのサービス提供することができます。またから、新規の要の議論者へのサービス提供すできません。 | サイド・マン・マン してい | | |
| 67 | 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定訪問介護事業所(その一部として使用される事 | はい・いい え 該当なし | 平 12 厚告 19 別表 1 の注 12 | |
| 特別地域訪 | 務所(以下「サテライト事業所」という。)が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又は | 該国なり | | |
| 問介護加算 (介護予防 | サテライト事業所の訪問介護員等が指定訪問介護を行った場合は、特別地域が問介護が算として、 1回につき所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 | | 平 18 厚労告 127 別表 1 の | |
| 訪問介護相 | 「松本市内加算対象地域)川谷原町、七嵐、赤然田、殿野入、反町、金山町、保福寺町、中川、安曇、 | | 注4 | |
| 当サービス | | | | |
| <u>も</u> 同様) | ※県内対象地域こついては長野県ホームページでご確認ください。 | | | |
| 68 | 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越え | はい・いいえ | 平 12 厚告 19 | |
| 中山間地域 | で、説問介護員等が指定説問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当す | 該当なし | 別表 1 の注 14 | |
| 等提供順 | る単位数を所定単位数にか算していますか。 | | 平 18 厚労告 | |
| (<u>介護予防</u> | 〔松本市内加算対象地域〕入山辺、今井、横田、大村、南港間、惣社、港間温泉、水汲、原、洞、三才山、稲 | | 127別表1の 注6 | |
| <u>訪問介護相</u> 当サービス | 食、刈谷原町、七嵐、赤怒田、殿野入、反町、金山町、保福寺町、板場、穴沢、会田、取手、中川、五常、安 夏、丸川、松川は水(小宝)、松川上野〈ス夏山〉 | | -= - | |
| も同様) | 曇、奈川、梓川梓(小室)、梓川上野(八景山) ※県内対象地域こついては長野県ホームページでご確認ください。 | | | |
| | ハコマンパー ファー・コップ・コップ・コップ・コング コード・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー | | 平 12 老企第 36 | |
| | ※ 当効算を算定する利用者については、通常の事業の実施地・転換って行う交通費の支払いを受けることはできません。 | | 第二の 2(18) | |
| 69 | 身体介護中心型こついて、利用者又はその家族等からの要請に基づき、サービス提供責任者が居 | はい・いいえ | 平 12 厚告 19 | |
| 緊急時間 | 宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携し、当該介護支援専門員が必要と認めた場合に、当該前 | 該 当 なし | 別表 1 の注 15 | |
| 介護順 | 問介護事業所の訪問介護員等が当該利用者の居宅サービス計画において計画的に訪問することと | | | |
| | なっていない訪問介護を緊急に行った場合は、1回につき100単位を加算していますか。 | to Catholic and a | 平 12 老企 36 | |
| | ※「緊急に行った場合」とは、居宅サービス計画に位置付けられていない(あらかじめ居宅サービス計画に位置付けられたサービス提供の日東以外の時間帯であるもの)訪問介護身体介護中心型に限る)を、利用者又はその家族等から要素を受けてから24時間以内に行った場合をいいます。 | | 平 12 老近 36 第二の 2(19)① | |
| | | | 平12老企36 | |
| | ※ 当効・算は、1回の要請こつき1回を限度として算定できます。 | | 第二の 2(19)② | |
| | | | 平 12 老企 36 | |
| | ※ やむを得ない事由により、介護対策・胃と事前の連動・図れない場合であって、事後に介護対策・胃によって、当落が介護が必要であったと判断された場合には、加算の算冠は可能です。 | | 第二の 2(19)③ | |
| | ※ 当効節の対象となる説別介護の所要時間こついては、サービス提供責任者と介護支援界で動か連携を図った上、利用者又はその家 | 笑からの要請内容 | 平12老企36 | |
| | から、当苑/郎/ [護三要する標準ヴa対背を、介護支援界"員が判断してください。 なお、介護支援界"員が、実際こ行われた訳が「護の内容を考慮して、所要時間を変更することは差し支えありません。 | | 第二の 2(19)④ | |
| | マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マ | | 平 12 老企 36 | |
| | ※ 当効i節の対象となる説的/護の所要時間こついては、20分末荷であっても、20分末荷の身体/護中心型の所定単位数の算定及び | | 第二の 2(19)⑤ | |
| | 能です。当対が算の対象となる記問介護と当った場合であっても、それそ じた所定単位数を算定する何要時間を合算する必要はない。)ものとします。 | イル)外要特別こ応 | | |
| | ※ 緊急時間が調い噂の対象となる説問が護い提供を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、当続間が護い提供表収が緊急 | 売店の 第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十 | 平12老企36 | |
| | 対象である旨等を記録してください。 | | 第二の 2(19)⑥ | |
| 70 | 新規に訪問介護・1回を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の訪問 | はい・いいえ | 平 12 厚告 19 | |
| 初回。算 | 介護を行った日の属する月に訪問介護を行った場合又は訪問介護員等が初回若しくは初回の訪問介 | 該 当 なし | 別表1の二 | |
| (介護予防 | 護を行った日の属する月に訪問介護を行った際こサービス提供責任者が同行した場合は、1月につ | | | |
| 訪問介護相当サービス | き200単位を加算していますか。 | | 平 12 老企 36 | |
| <u>当サービス</u> も同様) | ※ 本加算は、利用者が過去2月間に、当落が問う護事業所から訪問う護の提供を受けていない場合に算定されるものです。その場合の2 | 2月間とは、暦月(月 | 第二の 2(20)① | |
| <u></u> i-1180 | の初日から月の末日まで)によるものとします。 | | | |
| | ※ サービス提供責任者が、誹助が護こ同行した場合については、同「訪問した旨を記録してください。 | | 平 12 老企 36 第二の 2(20)② | |
| | また、この場合において、サービス提供責任者は、訪問介護に要する時間を通じて滞在することは必ずしも必要ではなく、利用者ので、途中で現場を離れた場合であっても、算过は可能です。 | 犬兄等を確認した上 | | |
| 71 | | | | |
| 71 生活機能向 | | H 1) . 1) 1) = | 亚 12 原生 10 | |
| 上連制算 | サービス提供責任者が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所 又はリハビリテーションを実施している医療是供施設(病院こあっては、許可病未数が 200 床未満 | <u>はい・いいえ</u> 該当なし | 平 12 厚告 19 別表 1 のホ(1) | |
| (※介護予 | のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下 | | <u>注1</u> | |
| 防制介護 担当サービ | 同じ。)の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「理学療法士等」という。)の助言に基づ | | | |
| <u>相当サービ</u> スはH | き、生活機的の上を目的とした訪問介護・愐を作成(変更)し、当該問介護・愐に基づく指定訪問 | | | |
| <u>30.10.~)</u> | 介護を行ったときは、初回の当該指定訪問介護が行われた日の属する月に、100単位を加算していますか。 | | | |
| | ・ が順(I)は、理学療法上等が自宅を訪問せずにADL及びIADLに関する利用者の状況こついて適切に把湿した上でサービス提供責 | (学)に 計画を行い 一 | 平12老企36 | |
| | サービス提供責任者が、助言に基づき①の訪問介護・愐を作成(変更)するとともに、計画作成から3月経過後、目標の達成度合いにつき | | 第二の 2(21)② | |
| | 法士等に報告することを定規的に実施することを評価するものです。 | | | |

| 自己点検のポイント | 点検 | 根拠法令 | 確認書類 |
|--|---------------|---|------|
| ①「生活機能の向上を目的とした訪問介護計画」は、利用者の日常生活において介助等を必要とする行為について、単に訪問介護員等が介助等を行うのみならず、利用者本人が、日々の暮らしの中で当該行為を可能な限り自立して行うことができるよう、その有する能力及び改善可能性に応じた具体的目標を定めた上で、訪問介護員等が提供する指定訪問介護の内容を定めていますか。 | <u>はい・いいえ</u> | 平 12 老企 36 第二の 2(21)① <u>イ</u> | |
| ② ①の訪問介護計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等は、当該利用者のADL及びIADLに関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握し、又は、訪問介護事業所のサービス提供責任者と連携してICTを活用した動画やテレビ電話装置等等(リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。)を用いて把握した上で、当該別の演事業所のサービス提供責任者に助言を行うものとします。 | <u>はい・いいえ</u> | 平12老企36 第三の2(21)② イa | |
| ※ ICTを活用した動画やテレビ電話は置等等(リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。)を用いる場合に 法士等がADL及びIADLに関する利用者の状況こついて適切に把握できるよう、理学療法士等とサービス提供責任者で事前に方法等を調す。 | | | |
| ③ サービス提供責任者は、②の助言に基づき、生活機能アセスメントを行った上で、①の訪問介護 計画の作成を行っていますか。 | はい・いいえ | 平 12 老企 36 第二の 2(21)② イ b | |
| ※ 訪問介護・個こは、②の助言が容を記載しなければなりません。 | | 1.2 | |
| ④ ①の訪問介護計画には、生活機能アセスメントの結果のほか、次に掲げるその他の日々の暮ら しの中で必要な機能の向上に資する内容を記載していますか。 a 利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容 b 生活機能アセスメントの結果に基づき、aの内容について定めた3月を目途とする達成目標 c bの目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標 d b 及び c の目標を達成するために訪問介護員等が行う介助等の内容 | <u>はい・いいえ</u> | 平12 老企36 第二の2(21)① 八 | |
| ⑤ ④の b 及び c の達成目標こついては、利用者の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の 意見を踏まえ策定するとともに、利用者自身がその達成度合いを客観視でき、当該利用者の意欲 の向上につながるよう、例えば、当該目標に係る生活行為の回数や当該生活行為を行うために必 要となる基本的な動作(立位又は座位の保持等)の時間数といった数値を用いる等、可能な限り具 体的かつ客観的な指標を用いて設定していますか。 | はい・いいえ | 平12 老企36 第二の2(21)① 三 | |
| ※ ①の訓的・護士園など当美国に基づく訓的(護具等が行う指語制)護の内容としては、例えば、次のようなものが考えられます。 | | <u>平12 老企36</u> 第二の2(20)① ホ | |
| 達成目標として「自宅のポータブルトイレを1日1回以上利用する(1月目、2月目の目標として座位の保部時間)」を設定 (1月目)訪問介護員等は週2回の訪問の際、ベッド上で体を起こす介助を行い、利用者が5分間の 座位を保持している間、ベッド周辺の整理を行いながら安全確保のための見守り及び付 | | . — | |
| き添いを行う。 (2月目)ベッド上からポータブルトイレへの移動の介助を行い、利用者の体を支えながら、排泄の介助を行う。 (3月目)ベッド上からポータブルトイレへ利用者が移動する際こ、転倒等の防止のため付き添 | | | |
| い、必要に応じて介助を行う(訪問介護員等は、指定訪問介護提供申以外のポータブルト | | | |
| イレの利用状況第こついて確認を行う。)。 ⑥ 本加算について、下記のとおり取り扱っていますか。 | <u>はい・いいえ</u> | 平12 老企 36 | |
| <u>イレの利用状況等について確認を行う。)。</u> | はい・いいえ | 第二の 2(21)② <u>イc</u> | |
| イレの利用状況第こついて確認を行う。)。 ⑥ 本加算について、下記のとおり取り扱っていますか。 ①の訪問介護・一個に基づき指定説問介護を提供した初回の月に限り、算定されるものです。なお、②の助言に基づき説問介護・一個を見直した場合には、本加算を算定することは可能ですが、利用者の急性増悪等により訪問介護・一個を見直した場合を除き、①の訪問介護・一個に基づき指定 | | 第二の 2(21)② | |
| イレの利用状況第こついて確認を行う。)。 ⑥ 本加算について、下記のとおり取り扱っていますか。 ①の訪問介護・一個に基づき指定訪問介護を提供した初回の月に限り、算定されるものです。なお、②の助言に基づき訪問介護・一個を見直した場合には、本加算を算定することは可能ですが、利用者の急性管票等により訪問介護・一個を見直した場合を除き、①の訪問介護・一個に基づき指定訪問介護を提供した翌月及び翌々月は本加算を算定できません。 ※ 計画作助から3月経験、目標の設定致合いについて、利用者及の理学療社等に報告してください。なお、再度、②の助信に基づき訪した場合には、本助値の算定が可能です。 【生活機能の上車物の算に可能です。 | 間流騰愐を見直 | 第二の 2(21)② 1c 平12 老企36 第二の 2(21)② 1d | |
| イレの利用状況第こついて確認を行う。)。 ⑥ 本加算について、下記のとおり取り扱っていますか。 ①の訪問介護計画に基づき指定訪問介護を提供した初回の月に限り、算定されるものです。なお、②の助言に基づき訪問介護計画を見直した場合には、本加算を算定することは可能ですが、利用者の急性管票等により訪問介護計画を見直した場合を除き、①の訪問介護計画に基づき指定訪問介護を提供した翌月及び翌々月は本加算を算定できません。 ※ 計画物から3月経験、目標の設定費合いについて、利用者及の理学療社等に報告してください。なお、再度、②の助言に基づき訪した場合には、本助算の算定が可能です。 | | 第二の 2(21)② 1c 平12 老企 36 第二の 2(21)② | |
| イレの利用状況第について確認を行う。)。 ⑤ 本加算について、下記のとおり取り扱っていますか。 ①の訪問介護計画に基づき指定訪問介護を提供した初回の月に限り、算定されるものです。なお、②の助言に基づき訪問介護計画を見直した場合には、本加算を算定することは可能ですが、利用者の急性管悪等により訪問介護計画を見直した場合を除き、①の訪問介護計画に基づき指定訪問介護を提供した翌月及び翌々月は本加算を算定できません。 ※ 計画物から3月経験、時の設理合いについて、利用者の理学療法は第に報告してください。なお、再度、②の助言に基づき試した場合には、本加算の算定が確です。 【生活機能向上連携加算(Ⅱ)) 利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「理学療法士等」という。)が、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該理学療法士等と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合であって、当該理学療法士等と連携し、当該問介護書画に基づく指定訪問介護を行ったときは、初回の当該対定訪問介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき 200単位 | 間流動を見直 はい・いいえ | 第二の 2(21)② イC <u>平12 老企36</u> 第二の 2(21)② イd <u>平12 厚告19</u> 別表1のホ(2)、 | |

| 項目 | 自己点検のポイント | 点 検 | 根拠法令 | 確認書類 |
|----------------------|---|----------------|--------------------------|------|
| | テーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が利用者 | | | |
| | の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する又は当該理学療法士等及びサービス提供 | | | |
| | 責任者が利用者の居宅を訪問した後に共同してカンファレンス(サービス担当者会議として開催されるものを除く。)を行い、当該利用者のADL(寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排 | | | |
| | せつ等)及びIADL(調理、掃除、買物、盆・道理、服薬状况等)に関する利用者の状況につき、理学 | | | |
| | 療法士等とサービス提供責任者が共同して、現在の状況及びその改善可能性の評価(以下「生活機 | | | |
| | 能アセスメント」という。)を行っていますか。 | | | |
| | カンファレンスは、テレビ [*] 電話装置等(リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。)を活用して行うことができ の際、個人情報保護委員会、厚生労働省「医療・介護関系事業者における個人情報の定説と3政队、のためのガイダンス」、厚生労働省「医療・ | | | |
| | 「三関するガイドライン」等を選引してください。 また、この場合の「カンファレンス」は、サービス担当者会議の前後に時間を明確に区分した上で、サービス提供責任者及び理学療法上等。 | ことに実体されるまの | | |
| | で差し支えありません。 | | | |
| | _さらに、この場合の「リハビリテーションを実施」ている医療退共能的とは、診療療酬における疾患別・ハビリテーション料の届土を行 診療所又は介護老人保護施設・介護療養型医療施設若しくは介護医療完です。 | っている病院的人は | | |
| | ③ ①の訪問介護計画には、生活機能アセスメントの結果のほか、次に掲げるその他の日々の暮ら | はい・いいえ | 平 12 老企 36 | |
| | しの中で必要な機能の向上に資する内容を記載していますか。 | · | 第二の 2(21)① | |
| | ア 利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容 | | /\ | |
| | イ 生活機能アセスメントの結果に基づき、アの内容について定めた3月を目途とする達成目標 | | | |
| | ウ イの目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標 エ イ及びウの目標を達成するために訪問介護員等が行う介助等の内容 | | | |
| | □ 1/XO 202日標と見ぬするために副門は最美元が137月3月3日□ ③のイ及びつの達成目標については、利用者の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意 | はい・いいえ | 平12老企36 | |
| | 見を踏まえ策定するとともに、利用者自身がその達成度合いを客観視でき、当該利用者の意欲の | | 第二の 2(21)① | |
| | 向上につながるよう、例えば、当該目標に係る生活行為の回数や当該生活行為を行うために必要 | | _ | |
| | となる基本的な動作(立位又は座位の保持等)の時間数といった数値を用いる等、可能な限り具体 | | | |
| | 的かつ客観的な指標を用いて設定していますか。 | | 平12 老企36 | |
| | ※ ①の訪問介護・個及び当続個に基づく訪問介護員等が行う指語が問う機の内容としては、例えば、次のようなものが考えられます。 遠郊目標として「自宅のポータブルトイレを1日1回以上利用する(1月目、2月目の目標として「密位の保持報酬) (を設定 | | 第二の 2(21)① | |
| | (1月目)訪問介護員等よ週2回の訪問の際、ベッド上で体を起こす介助を行い、利用者が5分間の座位を保持している間、ベッド周辺の整理 | を行いながら安全 | /K | |
| | 確保のための見守り及び付き添いを行う。 (2月目)ベッド上からポータブルトイレへの移動の介助を行い、利用者の体を支えながら、挑世の介助を行う。 | | | |
| | (3月目)ベッド上からポータブルトイレへ利用者が発動する際こ、転卸等の防止のため付き添い、必要こ応じて介助を行う。(訪問介護 護温神報と外のポータブルトイレの利用状況等について確認を行う。) | 員等は、指定訪問介 | | |
| | お加算は2の評価に基づき、①の訪問介護・一個に基づき提供された初回の指定訪問介護の提供 | はい・いいえ | 平 12 老企 36 | |
| | 日が属する月以降3月を限度として算定されるものであり、3月を超えて本加算を算定しようと | 18 01 01 01 72 | 第二の 2(21)① | |
| | する場合は、再度②の評価に基づき訪問介護計画を見直していますか。 | | ^ | |
| | ※ 筆刻の間に利用者に対する指定説別、ハビリテーション又は指定面別、ハビリテーション等の提出が終了した場合であっても、3月 | 間は本が頃の算定 | | |
| | が可能です。 | | | |
| | ⑥ 本加算を算定する期間中は、各月における目標の達成度合いにつき、利用者及び指定訪問リハ | はい・いいえ | 平 12 老企 36 第二の 2(21)① | |
| | ビリテーション、指定通所リハビリテーション又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等に報告し、必要に応じて利用者の意向を確認し、当該理学療法士等から必要な | | F | |
| | 取らな子がない。 助言を得た上で、利用者のADL及びIADLの改善状況及び3のイの達成目標を踏まえた適切な対 | | | |
| | 応を行っていますか。 | | | |
| 72 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして知事に届け出た訪問介護事業所におい | いる・いない | 平 12 厚告 19 別表 1 のへ | |
| 一談・症事門 ケア加算 | て、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる 区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。 | | | |
| / / // // | (いずれかの加算のみの算定です。) | | | |
| | | | | |
| | (1) 認知症専門ケア加算(I) 3単位 (2) 認知症専門ケア加算(II) 4単位 | | | |
| | (2) 認知証明「アルル昇(11) 4年12 厚生労働大臣が定める基準 | J | 平 27 厚労告 95 | |
| | ア認味専門アが頃(I) | | 第3の2号 | |
| | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 | | | |
| | ① 事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行 | | | |
| | 動が認められることから介護を必要とする認知症の者(以下この号において「対象者」という。)の占める割合が2分の1以上であること。 | | | |
| | ② 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合に | | | |
| | あっては1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては1に当該対象者の数が1 | | | |
| | 9を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的 | | | |
| | な認知症ケアを実施していること。 ③ 当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会 | | | |
| | | | | |
| | イ 認知症専門ケア加算(Ⅱ) | | | |
| | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 | | | |
| | ① アの基準のいずれにも適合すること。 ② 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所又は施設 | | | |
| | ② 総規証 護い行導に徐る等にかる研修を修 している者を 名以工館直し、事実が又は施設 全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 | | | |
| | ③ 当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該 | | | |
| | 計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。 | | | |
| | 00 | | | |

| 項目 | 自己点檢 | のポイント | 点 検 | 根拠法令 | 確認書類 |
|---|--|--|--------------------------------|-----------------------|------|
| 7 1 | 厚生労働大臣が定める者 | | W 1V | ין אואנעו | |
| | 日常生活に文庫を来すおそれのある症状又は行 _の者 | 動が認められることから介護を必要とする認知症 | | | |
| | ※「日常生活に支障を来すおそれのある症状する認知症の者」とは、日常生活自立度のランク | 若しくは行動が認められることから介護を必要と | | 平12老企36 第2の3(21) | |
| | | 川合が2分の1以上の算定方法は、算定日が属する | | ① 平12老企36 | |
| | 月の前3月間の利用者実人員数又は利用延人 | 過かとからがな上の昇足が成る、昇足口が属する 員数(要支援者を含む)の平均で算定してくださ 近3月間の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上 | | 第2の3(21) ② | |
| | の割合につき、毎月継続的に所定の割合以上で | であることが必要です。なお、その割合について | | | |
| | は、毎月記録するものとし、所定の割合を Nei ればなりません。 | った場合については、直ちに体制届を提出しなけ | | | |
| | | 然ないでは、 然の定介護美践者等養成事業の実施について」(平 送り働省を健局長通知)、「認知定介護美践者等養成 | | 平12老企36 第2の3(21) | |
| | 事業の円滑な運営について」(平成18年3月 | 31 日老計第0331007 号厚生労働省計画課長 | | 3 | |
| | です。 | 修」及び認知 <u>症看</u> 護に係る適切な研修を指すもの | | | |
| | | 技術的指導に係る会議」の実施に当たっては、全 かかのグループ別に分かれて開催することで差し | | 平12老企36 第2の3(21) | |
| | 支えありません。 | は技術的指導に係る会議」は、テレビ電話装置等 | | *** | |
| | (リアルタイムでの画像を介したコミュニケー) | ションが可能な機器をいう。)を活用して行うこと | | | |
| | る個人情報の適切な取扱いのためのガイダン | 委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者におけ ス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に | | | |
| | 関するガイドライン」等を遵守してください。 | は、「認知症介護実践者等養成事業の実施こつい | | 平 12 老企 36 | |
| | て」、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運 | 営について」に規定する「認い症介護指導者研修」 | | 第2の3(21) ⑤ | |
| F22 | 及び認知症看護に係る適切な研修を指すもので | | 1+11 111 2 | 亚12 原件 10 | |
| 73 介護職員処 | して知事に届け出た訪問介護事業所が、利用者に | る介護職員の賃金の改善等を実施しているものと 対し、訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる | <u>はい・いいえ</u> <u>該 当 なし</u> | 平 12 厚告 19 別表 1 のへ | |
| 遇效 遠外 「 の で で で で で で で で で で で で で で で で で で で で で で で で で で で で で で で で | 区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲 | げる単位数を所定単位数に加算していますか。 | | | |
| 訪問介護相 当サービス | /1 \ | 基本サービス費に各種が呼ぶ算を加えた | _ | | |
| <u>当り ころ</u> も同様) | (1) 介護龍長処遇改善加算(I) | 総単位数の137/1000 基本サービス費に各種加算減算を加えた | | | |
| | (2)介護龍長処墨攻善加算(Ⅱ) | 総単位数の 100/1000 | | | |
| | (3) 介護龍長処置改善加算(Ⅲ) | 基本サービス費に各種加算減算を加えた 総単位数の 55/1000 | | | |
| | (厚生労働大臣が定める基準) 厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23 | 3日厚生労働省告示95号) | | | |
| | 第4号(略) | · | | | |
| | ※「介護職員処置が善加算に関する基本的考え方並のに事務を 局長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 野順及び様式例の提示こついて」 <u>(令和3年3月16日老発0316</u> 第4 | 4号学生 | | |
| | ① 介護職員処遇效害加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 | | 適 · 不 適 | 平 27 厚労告 95 第四号 | |
| | (1)介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以 | 「大「賃金改善」という。)に要する費用の見込額が介金改善に関する計画を策定し、当該1回に基づき適 | | | |
| | 切な措置を講じていること。 | | | | |
| | | 改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実 を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全て | | | |
| | の介護職員に周知し、市長に届け出ていること (3)介護職員処遇改善加算の算定額に相当する額 | <u>-</u> ° | | | |
| | (4)当該 が (4)当該 が (4)当該 が (4)当該 は は (4)当該 は は は は は は は は は は は は は | 近の音を実施すること。 たに介護職員の処遇な善に関する実績を市長に報告 | | | |
| | すること。 (5)算定日が属する月の前12月間において、労 | 動基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働 | П | | |
| | 安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する。 | 法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこ | | | |
| | (6)当該開介護事業所において労働衆戦やが が適正に行われていること。 | 树寸 | | | |
| | (7)次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 | | П | | |
| | (一)介護職員の任用の際こおける職責又は職 含。)を定めていること。 | 務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを | | | |
| | (二)(一)の要件こついて書面をもって作成し、 | 全ての介護職員に周知していること。 動を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の | | | |
| | | 型を水化し、当後一回に深る4mmの分表が入れる4mmの 00 | | I | I |

| 垻 日 | 自己点検のボイント | 点 筷 | 根拠法令 | 惟認書類 |
|----------------------------------|--|--------------------------|------------|------|
| | 機会を確保していること。 | | | |
| | (四)(三)について、全ての介護職員に周知していること。 | | | |
| | | | | |
| | (五)介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇 | _ | | |
| | 給を判定する仕組みを設けていること。 | | | |
| | (六)(五)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 | _ | | |
| | | | | |
| | (8)(2)の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するもの | | | |
| | を除く。)及び当該介護職員の処遇改善にする費用の見込 額を全ての介護職員に周知しているこ | | | |
| | ٤. | | | |
| | | 適 ・ 不 適 | | |
| | ② 介護職員処遇攻善加算(Ⅱ) | 適・不適 | | |
| | ① (1)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合する | | | |
| | こと。 | | | |
| | ③ 介護過処配法前項(Ⅲ) | 適 · 不 適 | | |
| | | | | |
| | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 | | | |
| | (1)①の(1)から(6)まで及び(8)に掲げる基準に適合すること。 | | | |
| | (2)次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 | | | |
| | | _ | | |
| | (一)次に掲げる要件の全てに適合すること。 | | | |
| | a 介護職員の任用の際こおける職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含 | | | |
| | む。)を定めていること。 | | | |
| | b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に彫知していること。 | П | | |
| | (二)次に掲げる要件の全てに適合すること。 | | | |
| | Control of the contro | | | |
| | a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の | | | |
| | 機会を確保すること。 | | | |
| | b aについて、全ての介護職員に周知していること。 | | | |
| | ※ 加算(I)·(II)·(II)のいずれかを算定している場合は、その他の加算(I)·(II)·(II)は算定できません。 | | | |
| | Martin (II) (III) (IIII) (III) (IIII) (III) (IIII) (IIII) (IIII) (III) (| | | |
| | V. 4.4. A(10)47-3 E-31[PI P. A[10]47-7 E. A(10)47-7 E. A(10)47-3 E. A(10)47-3 | 그나 《오래#무!』 구스 | | |
| | ※ なお、令和3年3月31日時点で、今回の改正で廃止された改正前の介護職員処置は善加算(IV)及び(V)を算定している事業所につい 和4年3月31日までの間は算定することができます。 | には、給産措置として守 | | |
| | 代中午のカンコロよくで利用よ昇走りることができまり。 | | | |
| | | hntm-filetra / NA Naka-H | | |
| | ※ 介護制造処理が善い噂の内容こついては、「介護制造処理が善い順及び介護制造等特定処理が善い順に関する基本的考え方並びに事務 | 処理力限及び様式例が提 | | |
| | 示こついて」(令和3年3月16日 2 発0316第4号 <u>厚生労働省</u> 2時局通知を参照してください。 | | | |
| | | | | |
| 74 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものと | はい・いいえ | 平 12 厚告 19 | |
| 介護職員等 | して市長に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準 | 該 当 なし | 別表 1 のチ | |
| | | | | |
| 特定処遇改 | に投げる区グに分し、例に投げる的伝統な可定的伝統に加管してしますが | | | |
| 付处处地区 | に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 | | | |
| | | _ | | |
| 善順(介 | (1) 介護職員等 基本サービス費に各種小学減算を加えた | | | |
| 善加算(<u>介</u> 護予防訪問 | (1) 介護職員等 基本サービス費に各種加算減算を加えた 特定処遇改善加算(I) 総単位数の 63/1000 | | | |
| 善加算(介 護予店期 介護相当サ | (1) 介護職員等 基本サービス費に各種加算減算を加えた 特定処遇改善加算(I) 総単位数の 63/1000 (2) 介護職員等 基本サービス費に各種加算減算を加えた | | | |
| 善加算(介 護予防訪問 介護相当サ ービスも同 | (1) 介護職員等 基本サービス費に各種加算減算を加えた 特定処遇改善加算(I) 総単位数の 63/1000 (2) 介護職員等 基本サービス費に各種加算減算を加えた 特定処遇改善加算(II) 総単位数の 42/1000 | | | |
| 善加算(介 護予店期 介護相当サ | (1) 介護職員等 基本サービス費に各種加算減算を加えた 特定処遇改善加算(I) 総単位数の 63/1000 (2) 介護職員等 基本サービス費に各種加算減算を加えた | | | |
| 善加算(介 護予防訪問 介護相当サ ービスも同 | (1) 介護職員等 基本サービス費に各種が呼減算を加えた特定処遇改善が算(I) 総単位数の 63/1000 基本サービス費に各種が算減算を加えた特定処遇改善が算(II) 総単位数の 42/1000 (厚生労働大臣が定める基準) | | | |
| 善加算(介 護予防訪問 介護相当サ ービスも同 | (1) 介護職員等 基本サービス費に各種が呼減算を加えた特定処遇改善が頃(I) 総単位数の63/1000 基本サービス費に各種が呼減算を加えた特定処遇改善が頃(II) 総単位数の42/1000 (厚生労働大臣が定める基準) 厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日厚生労働省告示95号) | | | |
| 善加算(介 護予防訪問 介護相当サ ービスも同 | (1) 介護職員等 基本サービス費に各種が呼減算を加えた特定処遇改善が算(I) 総単位数の 63/1000 基本サービス費に各種が算減算を加えた特定処遇改善が算(II) 総単位数の 42/1000 (厚生労働大臣が定める基準) | | | |
| 善加算(介 護予防訪問 介護相当サ ービスも同 | (1) 介護職員等 基本サービス費に各種が呼減算を加えた特定処遇改善が頃(I) 総単位数の 63/1000 基本サービス費に各種が呼減算を加えた特定処遇改善が頃(II) 基本サービス費に各種が呼減算を加えた特定処遇改善が頃(II) 総単位数の 42/1000 (厚生労働大臣が定める基準) 厚生労働大臣が定める基準(平成 27年3月23日厚生労働省告示 95号) 第4号の 2(略) | | | |
| 善加算(介 護予防訪問 介護相当サ ービスも同 | (1) 介護職員等 基本サービス費に名種加算減算を加えた特定処遇改善加算(I) 総単位数の63/1000 (2) 介護職員等 基本サービス費に各種加算減算を加えた特定処遇改善加算(II) 総単位数の42/1000 (厚生労働大臣が定める基準) 厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日厚生労働省告示95号)第4号の2(略) ※「介護職員処遇と善力値及び介護職員等を処置を無額に関する基本的表方並のに事務処理用級及外表例の提示こついて」(余利 | | | |
| 善加算(介 護予防訪問 介護相当サ ービスも同 | (1) 介護職員等 基本サービス費に各種が呼減算を加えた特定処遇改善が頃(I) 総単位数の 63/1000 基本サービス費に各種が呼減算を加えた特定処遇改善が頃(II) 基本サービス費に各種が呼減算を加えた特定処遇改善が頃(II) 総単位数の 42/1000 (厚生労働大臣が定める基準) 厚生労働大臣が定める基準(平成 27年3月23日厚生労働省告示 95号) 第4号の 2(略) | | | |
| 善加算(介 護予防訪問 介護相当サ ービスも同 | (1) 介護職員等 特定処遇攻善加算(I) 総単位数の63/1000 (2) 介護職員等 特定処遇攻善加算(II) 基本サービス費に各種加算成算を加えた 将定処遇攻善加算(II) 総単位数の42/1000 (厚生労働大臣が定める基準) 厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日厚生労働省告示95号) 第4号の2(略) ※「介護職機器等加算及(介護職員等完処器度)」 「関する基本的考え方並りに再級理事制及の株式等の提示こついて」(会社 0316第4号厚生労働省後請長機利) | | | |
| 善加算(介 護予防訪問 介護相当サ ービスも同 | (1) 介護職員等 特定処遇改善加算(I) 総単位数の63/1000 (2) 介護職員等 特定処遇改善加算(II) 総単位数の42/1000 (厚生労働大臣が定める基準) 厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日厚生労働省告示95号) 第4号の2(略) ※ 「介護職機器等施順及の介護職員等特定処置と適か順に関する基本的考え方並のに事務処理判例及の株式がの場所について」(今和0316第4号9生労働省経済局限制) | 13年3月16日発 | | |
| 善加算(介 護予防訪問 介護相当サ ービスも同 | (1) 介護職員等 基本サービス費に各種加算減算を加えた特定処遇攻善加算(I) 総単位数の63/1000 (2) 介護職員等 基本サービス費に各種加算減算を加えた特定処遇攻善加算(II) 総単位数の42/1000 (厚生労働大臣が定める基準) 厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日厚生労働省告示95号)第4号の2(略) ※「介護職処患等崩潰及り介護職員特定処遇攻善加算に関する基本的表え方並りに事務処理判例及の株式がの場所について」(今和0316第4号)生労働省党請し、関する基本的表え方並りに事務処理判例及の株式がの場所について」(今和0316第4号)生労働省党請し、関する基本的表え方並りに事務処理判例及の株式がの場所について」(今和0316第4号)生労働省党請し、関する基本的表え方並りに事務処理判例及の株式がの場所について」(今和0316第4号)生労働省党請し、関する基本的表え方並りに事務処理判例及の株式がの場所について」(今和0316第4号)生労働省党請し、関する基本的表え方並りに事務処理対象と対象に対象と対象と対象に対象と対象と対象に対象と対象に対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対 | | | |
| 善加算(介 護予防訪問 介護相当サ ービスも同 | (1) 介護職員等 特定処遇改善加算(I) 総単位数の63/1000 (2) 介護職員等 特定処遇改善加算(II) 総単位数の42/1000 (厚生労働大臣が定める基準) 厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日厚生労働省告示95号) 第4号の2(略) ※ 「介護職機器等施順及の介護職員等特定処置と適か順に関する基本的考え方並のに事務処理判例及の株式がの場所について」(今和0316第4号9生労働省経済局限制) | 13年3月16日老発 | | |
| 善加算(介 護予防訪問 介護相当サ ービスも同 | (1) 介護職員等 特定処遇改善加算(I) 総単位数の63/1000 (2) 介護職員等 特定処遇改善加算(II) 総単位数の42/1000 (厚生労働大臣が定める基準) 厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日厚生労働省告示95号) 第4号の2(略) ※「介護職員の配置が原及の介護職員等を処置と連加算に関する基本が考え方並のに事務処理中順及の様式がの提示こついて」(合称0316第4号東労働給制制品の強) ① 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 介護職員その他の職員の賃金改善こついて、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金 | 13年3月16日発 | | |
| 善加算(介 護予防訪問 介護相当サ ービスも同 | (1) 介護職員等 特定処遇改善加算(I) 総単位数の63/1000 (2) 介護職員等 特定処遇改善加算(II) 総単位数の42/1000 (厚生労働大臣が定める基準) 厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日厚生労働省告示95号) 第4号の2(略) ※「介護職員等特定処遇改善加算に関する基本が表え方並がに事務処理用限及の様で別の提示こついて」(全額0316第4号9生労働省制限の動) ① 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 介護職員その他の職員の賃金改善こついて、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に | 13年3月16日老発 | | |
| 善加算(介 護予防訪問 介護相当サ ービスも同 | (1) 介護職員等 基本サービス費に各種が呼減算を加えた特定処遇改善が順(I) 総単位数の63/1000 (2) 介護職員等 基本サービス費に各種が呼減算を加えた特定処遇改善が順(II) 総単位数の42/1000 (厚生労働大臣が定める基準) 厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日厚生労働省告示95号)第4号の2(略) ※「冷灘職機器を関連及び冷灘職等特定処遇と差が順に関する基本が表え方並がに事務処理・順及の様式がの提示こついて」(全額 0316第4号実労働省を制度を到) ① 介護職員等特定処遇改善が順(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善が順の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 | 13年3月16日老発 | | |
| 善加算(介 護予防訪問 介護相当サ ービスも同 | (1) 介護職員等 基本サービス費に各種加算減算を加えた 特定処遇改善加算(I) 総単位数の63/1000 (2) 介護職員等 基本サービス費に各種加算減算を加えた 特定処遇改善加算(II) 総単位数の42/1000 (厚生労働大臣が定める基準) 厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日厚生労働省告示95号) 第4号の2(略) ※「冷糖験処配簿が原及が意味等を必要と動車に関する基本が表え方並がに事務処理・順及が表別の提示こついて」(全額 0316第4号実労働省を制度を到して、) 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に 要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に 関する計画を策定し、当該・1回に基づき適切な措置を講じていること。 (一) 介護福上上であって、経験及び対能を有する介護職員と認められる者(以下「経験・技能のあ | 13年3月16日老発 | | |
| 善加算(介 護予防訪問 介護相当サ ービスも同 | (1) 介護職員等 基本サービス費に各種が呼減算を加えた特定処遇改善が順(I) 総単位数の63/1000 (2) 介護職員等 基本サービス費に各種が呼減算を加えた特定処遇改善が順(II) 総単位数の42/1000 (厚生労働大臣が定める基準) 厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日厚生労働省告示95号)第4号の2(略) ※「冷灘職機器を関連及び冷灘職等特定処遇と差が順に関する基本が表え方並がに事務処理・順及の様式がの提示こついて」(全額 0316第4号実労働省を制度を到) ① 介護職員等特定処遇改善が順(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善が順の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 | 13年3月16日老発 | | |
| 善加算(介 護予防訪問 介護相当サ ービスも同 | (1) 介護職員等 基本サービス費に各種加算減算を加えた 特定処遇改善加算(I) 総単位数の63/1000 (2) 介護職員等 基本サービス費に各種加算減算を加えた 特定処遇改善加算(II) 総単位数の42/1000 (厚生労働大臣が定める基準) 厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日厚生労働省告示95号) 第4号の2(略) ※「冷灘調処配簿加算及び冷灘調等特定処置改善加算に関する基本が考え方並がに事務処理刊限及び株がの提示こついて」(全額 0316第4号東労働給税制長の難) ① 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 介護職員その他の職員の賃金改善こついて、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に 要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に 関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (一) 介護協員上であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者(以下「経験・技能のある 介護職員」という。)のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃 | 13年3月16日老発 | | |
| 善加算(介 護予防訪問 介護相当サ ービスも同 | (1) 介護職員等 基本サービス費に各種加算減算を加えた 特定処遇改善加算(I) 総単位数の63/1000 (2) 介護職員等 基本サービス費に各種加算減算を加えた 特定処遇改善加算(II) 総単位数の42/1000 (厚生労働大臣が定める基準) 厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日厚生労働省告示95号) 第4号の2(略) ※「介護職員等特定処遇改善加算に関する基本が考え方並が、事務処理利限が構造がある。 (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に 要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当誌「間こ基づき適切な措置を講じていること。 (一) 介護福日上であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者(以下)経験・技能のある 介護職員」という。)のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算 | 13年3月16日老発 | | |
| 善加算(介 護予防訪問 介護相当サ ービスも同 | (1) 介護職員等 基本サービス費に各種加算減算を加えた 特定処遇改善加算(I) 総単位数の63/1000 (2) 介護職員等 基本サービス費に各種加算減算を加えた 特定処遇改善加算(II) 総単位数の42/1000 (厚生労働大臣が定める基準) 厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日厚生労働省告示95号) 第4号の2(略) ※「介護職員等特定処遇改善加算に関する基本が考え方並が、事務処理利限が構造について」(全額 0316第4号実労機能を制制を観し。) (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に 要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当誌「画に基づき」適切は措置を講じていること。 (一) 介護福日上であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者(以下経験・技能のある 介護職員」という。)のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限り | 13年3月16日老発 | | |
| 善加算(介 護予防訪問 介護相当サ ービスも同 | (1) 介護職員等 基本サービス費に各種加算減算を加えた 特定処遇改善加算(I) 総単位数の63/1000 (2) 介護職員等 基本サービス費に各種加算減算を加えた 特定処遇改善加算(II) 総単位数の42/1000 (厚生労働大臣が定める基準) 厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日厚生労働省告示95号) 第4号の2(略) ※「介護職員等特定処遇改善加算に関する基本が考え方並が、事務処理利限が構造がある。 (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に 要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当誌「間こ基づき適切な措置を講じていること。 (一) 介護福日上であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者(以下)経験・技能のある 介護職員」という。)のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算 | 13年3月16日老発 | | |
| 善加算(介 護予防訪問 介護相当サ ービスも同 | (1) 介護職員等 基本サービス費に各種加算減算を加えた 特定処遇改善加算(I) 総単位数の63/1000 (2) 介護職員等 基本サービス費に各種加算減算を加えた 特定処遇改善加算(II) 総単位数の42/1000 (厚生労働大臣が定める基準) 厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日厚生労働省告示95号) 第4号の2(略) ※「介護職員等特定処遇改善加算に関する基本が考え方並が、事務処理利限が構造について」(全額 0316第4号実労機能を制制を観し。) (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に 要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当誌「画に基づき」適切は措置を講じていること。 (一) 介護福日上であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者(以下経験・技能のある 介護職員」という。)のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限り | 13年3月16日老発 | | |
| 善加算(介 護予防訪問 介護相当サ ービスも同 | (1) 介護職員等 基本サービス費に各種加算減算を加えた 特定処遇改善加算(I) 総単位数の63/1000 (2) 介護職員等 基本サービス費に各種加算減算を加えた 特定処遇改善加算(II) 総単位数の42/1000 (厚生労働大臣が定める基準) 厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日厚生労働省告示95号) 第4号の2(略) ※「介護職員等特定処遇改善加算に関する基本が考え方並が、事務処理利限が構造について」(全額 0316第4号実労機能を制制を観し。) (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に 要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当誌「画に基づき」適切は措置を講じていること。 (一) 介護福日上であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者(以下経験・技能のある 介護職員」という。)のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限り | 13年3月16日老発 | | |
| 善加算(介 護予防訪問 介護相当サ ービスも同 | (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) 総単位数の63/1000 (2) 介護職員等 基本サービス費に各種加算減算を加えた 総単位数の42/1000 (厚生労働大臣が定める基準) 厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日厚生労働省告示95号) 第4号の2(略) ※「介護職員等特定処遇改善加算、関する基本が考え方並が、事務処理利限が移場が限別について」(全額316第4号厚生労働省を制度の) ① 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に 要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該「画に基づき適切な措置を講じていること。 (一) 介護福は上であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者(以下)経験・技能のある 介護職員」という。)のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。 | 13年3月16日老発 | | |
| 善加算(介 護予防訪問 介護相当サ ービスも同 | (1) 介護職員等 | 13年3月16日老発 | | |
| 善加算(介 護予防訪問 介護相当サ ービスも同 | (1) 介護職員等 | 13年3月16日老発 | | |
| 善加算(介 護予防訪問 介護相当サ ービスも同 | (1) 介護職員等 | 13年3月16日老発 | | |
| 善加算(介 護予防訪問 介護相当サ ービスも同 | (1) 介護職員等 | 13年3月16日老発 | | |
| 善加算(介 護予防訪問 介護相当サ ービスも同 | (1) 介護職員等 特定処遇改善加算(I) 総単位数の 63/1000 (2) 介護職員等 基本サービス費に各種加算減算を加えた 特定処遇改善加算(II) 基本サービス費に各種加算減算を加えた 特定処遇改善加算(II) 総単位数の 42/1000 (厚生労働大臣が定める基準) 厚生労働大臣が定める基準(平成 27年3月23日厚生労働省告示 95号) 第4号の 2(略) ※「介護職員の経済が関係の(I) ※「介護職員等特定処遇改善加算で関する基本的考え方述がに郵務処理研究の様項の場所でついて」(第0316第4号字生労働者と関係) (I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に 要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該情画に基づき適かが措置を講じていること。(一) 介護協員という。)のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が行籍務分円以上である への選問員という。)のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。 (二) 訪問介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。(三) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の名に対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対 | 13年3月16日老発 | | |
| 善加算(介 護予防訪問 介護相当サ ービスも同 | (1) 介護職員等 | 13年3月16日老発 | | |
| 善加算(介 護予防訪問 介護相当サ ービスも同 | (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) 総単位数の 63/1000 (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) 基本サービス費に各種加算成算を加えた 総単位数の 42/1000 (厚生労働大臣が定める基準) 厚生労働大臣が定める基準(平成 27 年 3 月 23 日厚生労働省告示 95 号) 第 4 号の 2(略) ※「介護職機の影響加算及(介護職等等が必要が無力である。との 316 第 4 号では 316 | 13年3月16日老発 | | |
| 善加算(介 護予防訪問 介護相当サ ービスも同 | (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) 総単位数の 63/1000 (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) 基本サービス費に各種加算減算を加えた 総単位数の 42/1000 (厚生労働大臣が定める基準) 厚生労働大臣が定める基準(平成 27 年 3 月 23 日厚生労働省告示 95 号) 第 4 号の 2(略) ※「介護職機遇受動構及の/護職等特別と受動構工関する基本的考え方並のに事務処理用級の様式がの振示こいで」(係) 316 第 4 号呼生労働省制制度 (I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に 要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該相回に基づき適切な措置を講じていること。(一) 介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者(以下)経験・技能のある 介護職員」という。)のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が中額440万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善に要する費用の見込額の平均でないこと。 (二) 訪問介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員に経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の名倍以上であること。ただし、介護職員に経験・技能のある介護職員を除く。)の甲均の名倍以上であること。ただし、介護職員に経験・技能のある介護職員を除く。)の甲均の名倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の名倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の名倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の管金改善に要する費用の見込額の平均の名倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の管金改善に要する費用の見込額の平均の名倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の管金改善に要する費用の見込額の平均の名倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の管金改善に要する費用の見込額の平均の名倍以上であること。とただし、介護職員以外の職員の管金改善に要する費用の見込額の平均の名倍以上であること。とただし、介護職員以外の職員の管金改善に要する費用の見込額の平均の名倍以上であること。とただし、介護職員以外の職員の管金改善に要する費用の見込額の平均の名6以上であること。とただし、イ間に対しに対し、イ間に対し、イ間に対しに対し、イ間に対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに | 直 · 7遵 | | |
| 善加算(介 護予防訪問 介護相当サ ービスも同 | (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) 総単位数の 63/1000 (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) 基本サービス費に各種加算成算を加えた 総単位数の 42/1000 (厚生労働大臣が定める基準) 厚生労働大臣が定める基準(平成 27 年 3 月 23 日厚生労働省告示 95 号) 第 4 号の 2(略) ※「介護職機の影響加算及(介護職等等が必要が無力である。との 316 第 4 号では 316 | 13年3月16日老発 | | |
| 善加算(介 護予防訪問 介護相当サ ービスも同 | (1) 介護職員等 特定処遇改善加算(I) 総単位数の63/1000 (2) 介護職員等 特定処遇改善加算(II) 基本サービス費に各種加算減算を加えた 特定処遇改善加算(II) 基本サービス費に各種加算減算を加えた 特定処遇改善加算(II) (厚生労働大臣が定める基準) 厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日厚生労働省告示95号) 第4号の2(略) ※ 「介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。(1) 介護職員での他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に 要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当結画に基づき適かな措置を講じていること。(一) 介護婦上であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者(以下経験・技能のある 介護職員」という。)のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。 (二) 計問介護事業所における経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。 (二) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。(三) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。ただし、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額が平額440万円を上回らないこと。 (2) 当該が日介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法 | 直 · 7遵 | | |
| 善加算(介 護予防訪問 介護相当サ ービスも同 | (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) 総単位数の 63/1000 (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) 基本サービス費に各種加算減算を加えた 総単位数の 42/1000 (厚生労働大臣が定める基準) 厚生労働大臣が定める基準(平成 27 年 3 月 23 日厚生労働省告示 95 号) 第 4 号の 2(略) ※「介護職機遇受動構及の/護職等特別と受動構工関する基本的考え方並のに事務処理用級の様式がの振示こいで」(係) 316 第 4 号呼生労働省制制度 (I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に 要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該相回に基づき適切な措置を講じていること。(一) 介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者(以下)経験・技能のある 介護職員」という。)のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が中額440万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善に要する費用の見込額の平均でないこと。 (二) 訪問介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員に経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の名倍以上であること。ただし、介護職員に経験・技能のある介護職員を除く。)の甲均の名倍以上であること。ただし、介護職員に経験・技能のある介護職員を除く。)の甲均の名倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の名倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の名倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の管金改善に要する費用の見込額の平均の名倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の管金改善に要する費用の見込額の平均の名倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の管金改善に要する費用の見込額の平均の名倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の管金改善に要する費用の見込額の平均の名倍以上であること。とただし、介護職員以外の職員の管金改善に要する費用の見込額の平均の名倍以上であること。とただし、介護職員以外の職員の管金改善に要する費用の見込額の平均の名倍以上であること。とただし、介護職員以外の職員の管金改善に要する費用の見込額の平均の名6以上であること。とただし、イ間に対しに対し、イ間に対し、イ間に対しに対し、イ間に対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに | 直 · 7遵 | | |

| 項目 | 自己点検のポイント | 点 検 | 根拠法令 | 確認書類 |
|----------------|---|---------------------|-------------------------|------|
| | (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪 | | | |
| | 化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水 | | | |
| | 準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について県知事 | | | |
| | に届け出ること。 (4)当該が問介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を | | 1 | |
| | (4) 当添加可護事者がにのいて、事業生をことに当該事者がの職員の処理以当に対する実績を 市長こ 報告すること。 | | 1 | |
| | (5) 訪問介護費における特定事業所が算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかを届け出ていること。 | | | |
| | (6) 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(I)から(II)までのいずれかを算定しているこ | | 1 | |
| | ال الماري (الماري) (الماري) (الماري) (الماري (الماري) (الماري) (الماري) (الماري (الماري) (| | 1 | |
| | (7)(2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇な善の内容(賃金改善に関するものを除して、以下にの見いなる。 | | 1 | |
| | く。以下この号において同じ。)及び当該輔員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 | | 1 | |
| | 、 | | 1 | |
| | いること。 | | | |
| | ②介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) | 適 ・ 不適 | 平 12 老企 36 第二の 2(23) | |
| | 上記①(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 | | 第二の 2(23) | |
| | ※ 介護職員等特定処配送前順の内容については、「介護職員処配送前順及び介護職員等特定処配送前順に関する基本的考え方並の | に事務処理手順及び様式 | 1 | |
| | 例の提示について」(令和3年3月16日老発0316第4号厚生労働省党制局局産利を参照してください。 | | 1 | |
| 75 | 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は定期巡回・随 | い な い・い る 該 当 なし | 平 12 厚告 19 | |
| 訪問介護の | 時が応型が問う護看護、小規模多機が型居宅介護、認知症が応型共同生活介護、地域密着型特定施設 | 該目なし | 別表 1 の注 16 | |
| サービス種 | 入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けてい ス関ニ ま理ら業毒を第号にていませんが | | 1 | |
| 類相互の算 定関係 | る間に、訪問介護費を算定していませんか。 | 1 | | |
| 心划术 | ※ 定期巡回・随物が起生用が護症雙を受けている利用者に対して、通常等種が助か提供を行った場合は、所定単進数を算定できる。 | | | |
| 76 | ① 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護 | いない・いる | 実施要綱 | |
| 介護予防訪 | 予防誘い症対応型共同生活介護を受けている間に、介護予防が問う意間当サービス費を算定して | 該 当 なし | 第6第1項第1 | |
| 問介護相当 | いませんか。 | | 号 平 18 厚告 127 | |
| サービスの | ② 利用者が一の介護予防が開介護相当サービス事業所において介護予防が制介護相当サービスを | いない・いる | 別表1の注7 平18厚告127 | |
| サービス種類相互の算 | ② 利用者が一の方護予局が可護相当サービス事業がにおいて <u>介護予局が可護相当サービス</u> を 受けている間よ、当該介護予局が問介護相当サービス事業所以外の介護予局が問力で | 該当なし | 別表1の注8 | |
| 対性型の昇 | えりている前は、当201度1920回りにとう事業が2000円度1970回りでは ス事業がかう護予にがりにできます。 ス事業がかりに対している。 | | | |
| ALIXII/I | 算定していませんか。 | | | |
| 第8 その | D他 | | | |
| 77 | | はい・いいえ | 法 | |
| ・77 介護サービ | 長野県へ基本情報と運営情報を報告するとともに見直しを行っていますか。 | 10. 0. 0. 0. 7 | 第115条の35 | |
| ス情報の報 | | | 第1項 施行規則 | |
| 告及び公表 | | | 第140条の44 | |
| 78 | ① 業務管理体制を適別に整備し、関系可域機関に届け出ていますか。 | 届出あり・届出なし | 法 第115条の32 | |
| 法令遵守等 | 届出先(松本市 · 長野県 · 厚生労働省 · その他()〕 | | 第1項第2項 | |
| の業務管理体制の整備 | (いずれかに○) 届出年月日(年 月 日) | | 1 | |
| けていいノ正川 | 法令遵守责任者 | | 1 | |
| | 職名[] | | | |
| | [[] | | 1 | |
| | \\\\ \tau \\ \tau \\\ \tau \\\ \tau \\\\ \tau \\\\\ \tau \\\\\\\\\\ | | 1 | |
| | ※事業者が整備等する業務管理体制の内容 | | 施行規則 | |
| | ◎事業所の数が 20 未満 ・整備届出事項:法令遵守責任者 | | 第 140 条の 39 | |
| | ・届出書の記載すべき事項:名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者 | | 1 | |
| | 氏名等 | | | |
| | ◎事業所の数が20以上100未満 | 1 | 1 | |
| | ・整備配出事項:法令遵守責任者、法令遵守規程 | | 1 | |
| | ・届出書の記載すべき事項:名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者 | | 1 | |
| | 氏名等、法令 遵守規程の概要 ◎事業所の数が 100 以上 | 1 | 1 | |
| | ・整備届出事項:法令遵守責任者、法令遵守規程、業務約7監査の定期的実施 | | 1 | |
| | ・届出書の記載すべき事項:名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者 | | 1 | |
| | 氏名等、法令遵守規程の概要、業務納行監査の方法の概要 | | | |
| | ② 業務管理体制(法令等遵守)についての考え(方針)を定め、職員に問知していますか。 | はい・いいえ | 1 | |
| | WZ-POTTOW I MILI (A A A A A A A A A A A A A A A A A A A | <u> </u> | | |
| | ③ 業務管理体制(法令等遵守)について、具体的な取組を行っていますか。 | はい・いいえ | | |
| | ◎具体的な取組を行っている場合には、次のアから力を○で囲み、力については、内容を記入して | | 1 | |
| | ● 実体があれた。 ください。 | | 1 | |
| | 01 | 1 | 1 | 1 |

訪問介護

総合事業サービス A

| 項目 | 自 己 点 検 の ポ イント | 点 検 | 根拠法令 | 確認書類 |
|----|--|--------|--------------|------|
| | ア 介護障例の請求等のチェックを実施 イ 法令違反行為の疑いのある内部通報、事故があった場合速やかに調査を行い、必要な措置をとっている。 ウ 利用者からの相談・苦情等に法令等違反行為に関する情報が含まれているものについて、内容を調査し、関係する部門と情報共有を図っている。 エ 業務管理体制についての研修を実施している。 オ 法令遵守規程を整備している。 カ その他() | 点 快 | 依拠 法节 | 唯 |
| | ④ 業務管理体制(法令等遵守)の取組こついて、評価・改善活動を行っていますか。 | はい・いいえ | | |